

令和元年涌谷町議会定例会 6 月会議（第 2 日）

令和元年 6 月 2 0 日（木曜日）

議 事 日 程（第 2 号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 報告第 3 号 専決処分の報告について

1. 報告第 4 号 専決処分の報告について

1. 報告第 5 号 専決処分の報告について

1. 報告第 6 号 専決処分の報告について

1. 報告第 7 号 専決処分の報告について

1. 報告第 8 号 専決処分の報告について

1. 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 1 0 号 繰越計算書について

1. 議案第 3 8 号 涌谷町森林環境整備基金条例

1. 議案第 3 9 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 4 0 号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第 4 1 号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

1. 議案第 4 2 号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例

1. 議案第 4 3 号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例

1. 議案第 4 4 号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

1. 議案第 4 5 号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例

1. 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について

1. 議案第 4 7 号 町道の路線の廃止及び認定について

1. 議案第 4 8 号 訴えの提起について

1. 議案第 4 9 号 令和元年度一般会計補正予算（第 2 号）

1. 議案第 5 0 号 令和元年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

1. 議案第 5 1 号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

1. 議案第 5 2 号 令和元年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

1. 議案第 5 3 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について

1. 議案第 5 5 号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第 3 号）

1. 公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会最終報告

1. 請願・陳情審査報告
1. 請願・陳情
1. 議員の派遣について
1. 休会について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	伊藤雅一君
9番	久勉君	10番	杉浦謙一君
11番	門田善則君	12番	鈴木英雅君
13番	大泉治君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤積雄君	総務課長 兼参事	渡辺信明君
総務課財政再建対策室 参事兼室長	今野博行君	企画財政課長 兼参事	高橋貢君
まちづくり推進課長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	今野優子君	町民医療福祉センター長	大友和夫君
町民医療福祉センター 病院事務長	吉名正彦君	町民医療福祉センター 総務管理課長	紺野哲君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君
町民医療福祉センター 健康課参事兼課長	浅野孝典君	農林振興課長 兼参事	瀬川晃君
建設課参事兼課長	佐々木竹彦君	上下水道課長	平茂和君
会計管理者 兼会計課長	木村敬君	農業委員会事務局長	小野伸二君
教育委員会教育長	佐々木一彦君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君
生涯学習課長 兼参事	佐々木健一君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋由香子	総務班長	金山みどり
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長(大泉 治君) 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いたします。

ここで、開会前にお知らせしておきます。農業委員会会長より欠席の届け出が出ておりますので、お知らせしておきます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(大泉 治君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長(大泉 治君) 日程第1、報告第3号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤 稔君) おはようございます。

きょうもよろしくお願申し上げます。

報告第3号について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に交付され、4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町町税条例等の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願申し上げます。

○議長(大泉 治君) 税務課長。

○税務課長(熊谷 健一君) 皆さん、おはようございます。

涌谷町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は3ページから17ページまで、新旧対照表は1ページから31ページまでとなります。それと、参考資料としまして定例会資料6ページをお開き願います。こちらの資料には、条文ごとに改正の内容を一覧にして記載しております。

今回の改正内容につきましては、平成31年度税制改正に伴い、特例期限の延長、特例の追加、規定の整備等の内容となっております。

説明につきましては主要なもののみとし、その他は資料の一覧表をもって説明にかえさせていただきます。また、元号は条文にあわせて平成を使用します。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開き願います。

下から6行目、附則第7条の3の2、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の拡充でございます。この控除については、現行の控除期間は10年間ですが、消費税率引き上げに伴う対応で、平成31年10月1日から平成32年12月までの間に居住した場合には、特例として控除期間を10年間としたものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

ページの中ごろ、附則第9条、ふるさと納税の見直しでございます。ふるさと納税の特例控除の対象となる寄附金は、国で定めた基準に適合する地方団体として総務大臣が指定するものとし、特例控除対象寄附金と定義したものでございます。

次に、19ページをお開き願います。

ページの中ごろ、附則第15条の6第3項、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の実施でございます。こちらでも消費税率引き上げに伴う対応で、平成31年10月に導入される環境性能割について平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合には、税率为1%分軽減することとしたものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

一番上、第24条、子供の貧困に対応するための個人町民税の非課税措置の拡充でございます。児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻していない者または配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得が135万円以下であるという親を単身児童扶養者と定義し、非課税措置の対象としたものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

上のほう、附則第16条第5項、軽自動車税グリーン化特例に係るものでございます。グリーン化特例とは、一定の排気ガス性能及び燃費性能にすぐれた車両について、税率为1年度分についてのみ軽減するものでございます。今回の改正は、平成34年度、平成35年度分の特例措置の対象者を自家用乗用車の電気自動車、天然ガス自動車に限定し、75%を軽減するものとして特例を延長したものでございます。これ以外は軽減の対象にならないこととなります。

では、最後に議案書の14ページをお開き願います。

ページの中ごろになります。改正条例附則第1条ですが、施行期日の規定でございます。この条例は平成31年4月1日から施行するものですが、第1号から第5号に規定されているものにつきましてはそれぞれ定められた日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（大泉 治君） 日程第2、報告第4号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第4号について申し上げます。

本件は、地方税法施行令等の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得が見直されたことに伴い、涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（熊谷 健一君） 涌谷町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年度税制改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと低所得者の軽減措置に係る軽減判定所得の引き上げの2点でございます。

議案書は20ページ、新旧対照表は32ページと33ページになります。

初めに、新旧対照表でご説明いたします。

まず1点目は32ページ、第2条第2項、課税限度額の引き上げですが、医療給付費分に係る基礎課税を現行の「58万円」から「61万円」に3万円引き上げる改正でございます。

次に、2点目は第23条第1項第2号と第3号、軽減判定所得の引き上げです。軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減で現行の「27万5,000円」から「28万円」に、2割軽減で現行の「50万円」から「51万円」にそれぞれ引き上げる改正でございます。

次に、議案書20ページになります。

附則としまして、施行期日は平成31年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開します。

以上で報告第4号は終了いたしました。

◇

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（大泉 治君） 日程第3、報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第5号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,393万7,000円を減額し、総額を77億3,372万円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、国庫支出金、県支出金及び特定目的基金繰入金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減いたし、財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分を減額いたしましたものでございます。町債につきましては、事業の確定等により借入額に変更が生じたので、それぞれ減額いたしましたものでございます。

次に、歳出につきましては、各種基金等の利子を積み立てたほか、国庫支出金等特定財源を伴う各種事業費についてそれぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 皆様、おはようございます。

私のほうから、平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）につきまして報告させていただきます。

議案書につきましては21ページ、予算書につきましては報告第5号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）をご準備お願いいたします。

議案書の朗読は省略いたしまして、予算書をお開き願います。

平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）につきましては、町長の専決処分の指定についての規定に該当するものについて、歳入歳出予算の補正を3月31日付で専決処分をした報告となります。

説明につきましては、大きなものにつきまして説明させていただきます。

それでは、予算書5ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。事業費の確定に伴うもので、5事業全てで減額となり、総額で530万円の減額となるものでございます。

歳入に移ります。

12ページ、13ページをお開きください。

14款2項1目⑩東日本大震災復興交付金3,111万7,000円でございますが、こちらは東日本大震災被災者に伴います災害公営住宅等の家賃軽減に用いられております交付金が今回交付されたことをもって増額するものでございます。

続いて、18ページ、19ページをお開き願います。

18款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分として1億1,425万2,000円を減額するものでございます。今回、歳出の積立金と合わせまして、本予算後の基金の額は6億3,899万9,000円となるものでございます。その下のふるさと涌谷創生基金につきましては、本予算後で7,649万9,000円となります。震災復興基金につきましては、9,082万円となるものでございます。

歳出に移ります。

22ページ、23ページをごらんください。

2款1項5目企画費、基金管理経費、積立金は、交付されました震災復興交付金を積み立てるものでございます。基金残高につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

続いて、32ページ、33ページをお開き願います。

2項清掃費1目塵芥処理費でございますが、大崎広域行政事務組合負担金として374万2,000円を支出するものでございますが、こちらにつきましては震災復興特別交付税として市町村に交付されました金額をそのまま大崎広域行政事務組合に負担金として支出するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第5号は終了いたしました。



◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（大泉 治君） 日程第4、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第6号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ8,724万3,000円を増額し、総額を21億9,579万3,000円にいたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、保険給付費に係る普通交付金及び県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、国の特別調整交付金の直営診療施設による保健事業等が認められたため、国保病院会計繰出金を増額いたしましたものでございます。また、歳入歳出差し引き額を財政調整基金に積み立てたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、報告第6号 平成30年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

一般会計と同様、3月31日付で専決処分を行ったものの報告となります。

予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

平成30年度から県単位化による事業会計となり、4款2項1目1節普通調整交付金3,598万2,000円の減額につきましては、給付実績に基づく交付金の決定によるものでございます。

2節特別交付金1億4,176万8,000円の増額につきましては、交付決定に伴うもので、内訳として①保険者努力支援交付金226万円の減額並びに②特別調整交付金1億3,843万6,000円の増額並びに③県繰入金538万9,000円の増額並びに④特定健康診査等負担金20万3,000円の増額につきましては、それぞれ決定に基づく予算措置をいたしたものでございます。

5款1項1目1節基金利子3万2,000円の減額は、利子実績によるものでございます。

6款1項1目2節その他一般会計繰入金1,579万7,000円の減額は、保健事業に係る法定外の繰入金につきまして、特別調整交付金の決定を受け、一般会計の財政状況を考慮し、減額といたしたところでございます。

3節助産費等繰入金280万円の減額は、出産育児一時金として当初22件の予定から12件の実績に伴い、減額となるものでございます。

8款3項3目2節過年度収入8万6,000円の増額は、平成29年度の特定健康診査等実績確定による精算交付金となります。

8ページ、9ページ、歳出でございます。

歳出の2款保険給付費、3款の国民健康保険事業費納付金、あとは6款の保健事業費の部分につきましては、財源の組み替えを行ったものでございます。

10ページ、11ページをお願いします。

7款1項1目財政調整基金積立金につきましては、基金利子など3,931万6,000円を積み立てたものでございます。積み立て後の平成30年度末の基金残高は4億6,028万9,000円となるものでございます。

8款2項1目直営診療施設勘定繰出金4,792万7,000円の増額につきましては、特別調整交付金に直営診療施設として算入された交付金分を病院事業会計へ繰り出しするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開します。

以上で報告第6号は終了いたしました。



◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（大泉 治君） 日程第5、報告第7号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第7号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ765万3,000円を減額し、総額を18億6,396万6,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入におきましては国県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、平成29年度地域支援事業交付金の減額に伴い、基金積立金を減額したものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、報告第7号 平成30年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

介護保険事業会計につきましても、3月31日付で専決処分したものの報告でございます。

それでは、予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項1目介護給付費負担金1,000円の増額、引き続き2項2目地域支援事業交付金403万1,000円の増額、引き続き5目につきましては高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援する目的として交付される保険者機能強化推進交付金1万円の増額は、それぞれ交付決定によるものでございます。

4款2項1目地域支援事業交付金4万3,000円の減額も、交付決定に伴うものでございます。

3項1目要介護認定事務費委託金4,000円の減額につきましては、生活保護の介護認定調査費1件当たり1,000円、審査が1件当たり3,000円、それら合計2件の実績によるものでございます。

8ページ、9ページでございます。

2目利子及び配当金4,000円の増額は、基金利子確定によるものでございます。

7款1項一般会計繰入金400万2,000円の減額並びに2項基金繰入金1,000円の減額につきましては、国庫支出金、県支出金の決定を受け、予算調整を行ったものでございます。

9款5項1目雑入765万7,000円の減額につきましては、平成29年度地域支援事業の精算交付金についての減額となるものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款の総務費並びに2款の保険給付費並びに5款の地域支援事業費につきましては、国県支出金の決定等に伴

い、一般財源との財源組み替えを行ったものでございます。

4款1項1目介護保険給付費基金積立金765万3,000円の減額につきましては、基金利子額と平成29年度地域支援事業の精算交付金の減額に伴い、基金の積み立てを減額いたしましたものでございます。補正後の基金積立残高につきましては、7,216万9,707円となるものでございます。

以上で説明を終了します。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第7号は終了いたしました。



◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（大泉 治君） 日程第6、報告第8号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第8号について申し上げます。

本件は、他会計補助金の確定による収益的収入及び資本金収入を補正いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） それでは、報告第8号 平成30年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について説明いたします。

議案書の朗読は省略いたしまして、予算書のほうで説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、国保直営診療施設として医療情報システム整備や医療機器導入等に対する国民健康保険特別調整交付金が平成31年3月28日付で交付決定を受けましたので、専決処分できる指定の範囲内として補正したものでございます。

予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に718万4,000円を増額いたしましたものでございます。

第3条におきましては、予算第4条に定めた資本金収入につきまして、3項企業債を4,120万円減額し、8項他会計補助金に4,113万4,000円を増額し、合わせて6万6,000円を減額したものでございます。

第4条におきましては、予算第5条に定めた企業債の限度額を4,120万円減額し、2,660万円に改めたものでございます。

第5条におきまして、予算第9条に定めた国民健康保険事業勘定特別会計から病院会計へ補助を受ける金額を400万円から5,192万7,000円に改めたものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

収益的収入、上のほうから説明いたします。

1款2項2目2節補助金ですが、国保会計から交付されます国保特別調整交付金、そのほか補助金等の交付決定を受け718万4,000円を増額したものでございます。補助金の内訳ですが、医師確保支援に要した費用に対する助成、救急患者受け入れ体制支援に対する助成及び国保直診の健康管理事業に対する助成などがございます。

続いて、資本的収入の補正ですが、下の項目、3款8項から説明しますが、3款8項1目1節国保会計補助金につきましては、国民健康保険特別調整交付金として国保直診の施設で医療情報システム等の導入及び更新に対する交付金として交付決定を受けましたので、4,113万4,000円を増額補正をしたものでございます。

上の項目、3款3項1目1節企業債収入ですが、今の補助金の増額に伴い4,120万円を減額したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第8号は終了いたしました。



◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（大泉 治君） 日程第7、報告第9号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、さきの議会におきましてお認めをいただいております住宅明け渡し訴訟経費ほか7事業の繰越明許費総額3億5,840万6,000円を平成31年度に繰り越いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 議案書30ページに報告第9号別紙ということで詳細が載っておりますので、こちらをもって説明させていただきます。

ただいま町長の提案理由にございましたように、平成30年度の議会におきましてお認めをいただきました8事

業につきまして、総額3億5,840万6,000円を翌年度に繰り越しているものでございます。

財源内訳につきましては、既収入特定財源がゼロ、未収入特定財源として国県支出金、地方債を合わせまして3億4,814万3,000円、一般財源といたしまして1,026万3,000円となっております。

以上、報告を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。



◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（大泉 治君） 日程第8、報告第10号 繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雅雄君） 報告第10号について申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成30年度涌谷町下水道事業会計予算第4条資本的収入及び支出において、アルプスアルパイン涌谷工場前の排水路整備に係る予算を繰り越したもので、報告いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、報告第10号 平成30年度涌谷町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書31ページ、32ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、繰り越した予算は平成30年12月定例会においてお認めいただいた補正予算でございます。繰越額は3,893万6,000円で、内訳は国庫補助金1,911万8,000円、企業債1,910万円、損益勘定留保資金71万8,000円でございます。

繰越事業の内容は、委託と工事でございます。委託についてはJR石巻線交差部の水路実施設計、JR東日本コンサルタンツ株式会社が270万円で落札いたしておりまして、業務期間は令和元年9月30日までの予定でございます。

工事につきましては、アルプスアルパイン涌谷工場の正門にかかる橋とその前後の水路でございます。総延長は20メートルの予定でございます。

なお、工事のほうにつきましても発注済みで、株式会社寒澤建設が2,581万2,000円で落札いたしております。工事中は涌谷工場の協力が不可欠なため、現在協議を重ねておりまして、水路の揚水時期を避けた9月ころからの本格施工といたしまして、工事の完成は令和元年12月末の予定でございます。

なお、未執行分の事業費につきましては、今後JR石巻線上築踏切の上流部を施工する予定でございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第10号は終了いたしました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第9、議案第38号 涌谷町森林環境整備基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第38号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和元年度から譲与されます森林環境譲与税について、使途が間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や啓発に関する費用に充てることとされていることから、これを積み立て、必要に応じて活用するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 議案書33ページをお開き願います。

議案第38号 涌谷町森林環境整備基金条例について説明いたします。

ただいま町長の提案理由にもありましたが、今年度以降、国から譲与されます森林環境譲与税について、法律に基づきます森林整備等に必要な経費に充てるため、譲与税を基金として積み立て、必要に応じて活用することから、基金条例を制定するものでございます。

条例の説明の前に、今回の森林環境譲与税に関係いたします森林環境税と森林経営管理法について説明いたしますので、議会資料7ページをお開き願います。

資料の左側が森林経営管理法、右側が森林環境税と森林環境譲与税の内容になっており、初めに右側の制度設計イメージについて説明いたします。

国では、森林整備等のために必要な費用を国民一人一人が等しく負担を分任し、森林を支える仕組みとし、後

ほど説明いたしますけれども森林経営管理法施行に伴い、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税、森林環境譲与税を創設いたしましたものでございます。

イメージ図の左側が森林環境税の流れであり、令和6年度から施行されるものでございます。森林環境税は、個人住民税均等割納税者から国税として1人年額1,000円を賦課徴収いたすものでございます。

次に、イメージ図の右側が森林環境譲与税の流れとなっています。上のほうに「令和元年度から施行」とありますが、森林経営管理法のこし4月1日からの施行に伴い、市町村では森林整備等を行うため、国では借り入れにより前倒しで今年度から森林環境譲与税が譲与されることになります。

各市町村への配分額は、私有林の人工林面積、林業就業者数、市町村の人口の割合により譲与税が譲与されます。当町の今年度の譲与額は199万6,000円となっており、この譲与税を基金として積み立てるため、今回条例を制定するものでございます。

なお、令和6年度からは全体イメージ図のとおりの流れとなります。

続きまして、資料の左側の森林経営管理法について説明いたします。

今年度から施行されました森林経営管理法では、森林所有者に適切な森林管理を促すための責務が明確化されたとともに、民間では経営管理できない私有林に対して市町村が仲介または市町村が管理を行う制度になっています。

左の下の図になりますが、市町村は森林所有者の状況把握、意向調査などを行い、個人管理、林業経営者への委託の仲介、市町村の管理となり、それに伴う必要な費用の財源として森林環境譲与税による基金を活用するものでございます。

議案書にお戻り願います。

条文の概要でございます。

第1条は設置の目的で、基金の目的を定めるものでございます。

第2条は積み立てで、積み立てる額は予算で定める額とするものでございます。

第3条は、基金の管理について。

第4条は運用収益の処理で、基金利子等の積み立ての定めでございます。

第5条は基金の処分条項でございます。

第6条は振替運用等で、財政上必要な場合は歳計現金にできることを定めております。

第7条は、委任の条項でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号 涌谷町森林環境整備基金条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 涌谷町森林環境整備基金条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第10、議案第39号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第39号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大橋前町長が任期満了となる8月30日までの間、減額措置しておりました町長等の給与について、このたび私が町長となりましたことから、改めて行財政改革の一環といたしまして、私の給与については20%の減額、また現在不在ではございますが副町長の給与については15%の減額、教育長及びセンター長についてはそれぞれ10%を、私が就任いたしました5月26日から令和2年3月31日までの間、減額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） それでは、議案書34ページをお開き願います。

議案第39号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、町長が新しく就任しましたことから、町長、副町長、教育長、それから病院事業管理者の給与の減額について改正するものでございます。

新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表34ページをお開き願います。

この件につきましては、平成31年3月会議におきまして、減額する額と期間を改正前の附則第27項で平成31年4月1日から前町長の任期末までそれぞれ減額いたすこととしておりましたが、町長がかわられたことにより、附則第27項の規定につきましては新町長の就任前までといたしまして、附則に1項を追加し、第28項としまして、町長が就任しました5月26日から令和2年3月31日までの間について、町長の給料を20%、副町長を15%、教育長及び病院事業管理者の給料をそれぞれ10%減額いたそうとするものでございます。

議案書のほうを見ていただきたいと思います。

附則でございますが、公布の日から施行し、令和元年5月26日から適用するとしたものでございます。

説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第11、議案第40号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第40号の提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令等の一部改正により、低所得者の介護保険料が軽減強化されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（熊谷 健一君） 涌谷町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書は35ページ、新旧対照表は35ページとなります。

説明につきましては定例会資料で行いますので、定例会資料の8ページをごらん願います。

今回の改正につきましては、ことしの10月から予定されています消費税率引き上げによる経済的影響を平準化するため、令和元年度及び2年度におきまして、低所得者の介護保険料の軽減強化を実施するものでございます。

保険料率の区分は、資料の表のとおり所得額の低いほうから順に第1段階から第9段階に区分されています。

基準額は第5段階で、保険料率は7万2,000円となっています。今回改正するのは、世帯全員が非課税の第1段

階、第2段階及び第3段階の保険料率となります。

まず第1段階につきましては、基準額に対する割合を現行の「0.45」から「0.375」に改正し、保険料率を「3万2,400円」から「2万7,000円」に5,400円引き下げます。

次に、第2段階につきましては、基準額に対する割合を現行の「0.75」から「0.625」に改正し、保険料率を「5万4,000円」から「4万5,000円」に9,000円引き下げます。

次に、第3段階につきましては、基準額に対する割合を現行の「0.75」から「0.725」に改正し、保険料率を「5万4,000円」から「5万2,200円」に1,800円引き下げます。

なお、軽減分の補填につきましては、国、県、町からの繰り入れとなります。

次に、議案書35ページになります。

附則としまして、施行期日は平成31年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、議案第41号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第41号の提案の理由を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） それでは、議案第41号 涌谷町放課後児童健全育成事

業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書36ページ、新旧対照表36ページをお開き願います。

新旧対照表をごらんください。

第10条第3項で、放課後健全育成事業、いわゆる放課後学童クラブの職員の資格研修について規定しておりますが、改正前の「都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならない」を、改正後は「都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を終了した者でなければならない」といたすもので、これまでの都道府県が行う資格研修に加え、政令指定都市が行う資格研修を終了した者も支援員として認めるものです。

なお、本条例の施行日は公布の日からといたすものです。

議案の朗読を省略し、以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号から議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第13、議案第42号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例から日程第16、議案第45号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） ただいま一括上程されました議案第42号から議案第45号の提案の理由を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率の改定が予定されていますことから、関係する条例について改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第42号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例から議案第45号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案書につきましては37ページから41ページ、新旧対照表につきましても37ページからとなっております。

上程いたしましたそれぞれの条例改正につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、消費税法の改正により本年10月1日から消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例規定中に消費税相当額を含んだ額の使用料等を徴収することになっております13の条例につきまして、条文中の「100分の108」を「100分の110」に、「1.08」を「1.1」に改正するものでございます。

議案書37ページを見ていただきたいと思いますが、一部改正をいたします13の条例につきましては、条立てで改正しております。第1条では財産の交換、譲与等に関する条例、第2条で涌谷町公民館条例、第3条で涌谷町立史料館の設置及び管理に関する条例、第4条で涌谷町くがね創庫条例、第5条で涌谷町箕岳地区町民体育館条例、第6条、涌谷町B&G海洋センター条例、第7条で涌谷町勤労福祉センター条例、次の38ページになります、第8条で涌谷スタジアムの設置及び管理運営に関する条例、第9条で涌谷町公立学校の施設使用料条例、第10条で涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例、第11条が涌谷町コミュニティセンター設置条例、第12条で涌谷町農村環境改善センター条例、第13条で涌谷町道路占用料条例、以上の13条例の改正となります。

この条例の附則でございしますが、令和元年10月1日から施行するものでございます。

次に39ページになりますけれども、議案第43号 涌谷町下水道条例の一部改正、40ページにあります議案第44号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部改正、41ページにあります議案第45号 涌谷町水道事業給水条例の一部改正につきましては、議案第42号の消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例と同様でございしますが、それぞれの使用料の調定が2カ月ごとに行われるということで、附則の規定において議案第42号の関係条例の整備に関する条例とは異なる規定となりますことから、それぞれ別立てで改正をいたすものでございます。

39ページをごらん願います。

議案第43号の涌谷町下水道条例の一部を改正する条例の附則でございします。第1項、施行期日として令和元年10月1日から施行する。ただし、改正後の涌谷町下水道条例第17条第1項の規定、ここは使用料の算定方法になっておりますけれども、この規定は令和元年12月分として調定する料金から適用するをいたしまして、第2項は経過措置の規定となっております。

次の議案第44号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例及び議案第45号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例におきましても、下水道条例と同様の附則としたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第17、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第46号の提案の理由を申し上げます。

本案は、株式会社藤山工務店と契約額5,430万7,000円で、令和元年6月3日に仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長から順次説明をお願いします。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案書の42ページをお開きください。

議案第46号 工事請負契約の締結についてでございます。

- 1 契約の目的。平成31年度八雲住宅3号棟外壁改修工事（長寿命化）。
- 2 契約金額。5,430万7,000円。
- 3 契約の相手方。宮城県大崎市田尻沼部字新富岡57番地1、株式会社藤山工務店、代表取締役藤山修一。

本件の契約の経過についてご説明いたします。

本件につきましては、平成31年4月23日の指名委員会におきまして、一般競争入札での執行を決定し、5月9日、条件つき一般競争入札により行う旨の公告を行っております。

条件につきましては、宮城県内に本社、本店または支社、支店を有し、建設業法第27条23第1項に規定する経営事項審査結果の建築の総合評点数が800点以上あることで、対象は150社で、うち町内は2社でございます。

図面等の閲覧につきましては、企画財政課執務室及びホームページ上で公表しております。

5月20日までに質問を受け付けし、3社から5問の質問を受けております。

5月24日に入札書の締め切りをいたしまして、5月27日に開札、応札は4社でございました。5月28日、入札参加資格の確認ができましたので、5月29日、落札決定をし、6月3日に仮契約を締結したものでございます。

なお、工期につきましては、議会の議決を受けた日の翌日から令和元年11月25日までとなるものでございます。

以上で私からの説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） それでは、工事の概要について資料の9ページをお開きください。

八雲住宅の3号棟は、平成11年12月末に完成しまして、鉄筋コンクリート造の3階建てでございます。平成29年12月の建築物の定期点検において外壁のひび割れや一部剥落が発生していることから、早期の是正を要するため、今回、平面図の赤線部分の外壁面を、右上の詳細図に図示しましたとおりセメント板と断熱材の複合板を外壁に取り付け、その後、吹きつけタイルで塗装し、外壁の長寿命化と断熱性の向上を図り、結露等が発生している部屋がございましたので、それに対応するものでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（門田善則君） 久しぶりの入札ということになりますが、最低制限価格、また落札率について、この2つを教えていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 落札割合につきましては、90.5%になります。

最低制限価格については、ちょっと済みません、手元にございませんでしたので、ただいま確認いたしまして、

報告させていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 11番、いいですか。

ほかに。7番。

○7番（後藤洋一君） 建設課長に参考までにちょっとお聞きしますが、先ほど11年12月に建設工事を完了したということなんですけれども、平成23年3月の時点での東日本大震災での、いろんなひび割れとかという説明を今受けたんですけれども、その時点では別に問題はなかったということなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 東日本大震災では建物自体の損傷は余りなくて、外部の排水管とか舗装の沈下等はその後直しております。

○議長（大泉 治君） 7番。

○7番（後藤洋一君） 今回は八雲住宅3号棟の外壁の改修ということですが、これは全部で6棟ありますよね。そのほかの外壁等については、3号棟以外は問題はなかったということによろしいんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 各棟についてもやはり20年以上の時間がたっておりまして、ひび割れ等がありますので、随時年次計画で改修していく予定でございます。（「了解しました」の声あり）

○議長（大泉 治君） 留保しておりました最低制限価格。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） こちらは調査価格といたしまして設定をさせていただいております、消費税含みで5,100万7,000円とさせていただいているところでございます。

○議長（大泉 治君） ほかに。5番。

○5番（大友啓一君） ちょっと確認しますが、このパネルをとめるアンカーなんですけれども、平米当たり何カ所ぐらいでパネルをとめるんですか。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） ちょっとお待ちください。資料を置いてきましたので。

○議長（大泉 治君） 資料を現在持っていないそうなので、留保してよろしいですか。それともそれをもとにした質疑があれば。5番。

○5番（大友啓一君） このアンカー、どういう太さ、平米当たり何本使うのかわかりませんが、既存のRCに対してこのアンカーの本数によっても耐力的なものが弱るのではないかと。結局は打ち込むわけですから、その点なんかは全部計算した上でのこのパネル使用なんでしょうか。そういった観点から、アンカーの太さ、あとは本数を教えてもらえれば。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 強度の不足が出るのではないかとこの議員の懸念でございますけれども、今県の改修工事なんかでも外壁の外断熱工法を使って長寿命化を図っておりますので、構造的な問題は今はないと考えております。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。

よって、議案第46号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第18、議案第47号 町道の路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第47号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年度に予定されている出来川左岸下流地区県営圃場整備事業区域内に位置する町道で、面工事に影響する部分について道路法第8条及び第10条の規定に基づき、2路線を廃止し、1路線を認定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） それでは、議案第47号 町道の路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

議案第47号資料が追加配付となりましたことを、担当課よりおわび申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。

ただいま町長より提案理由をご説明申し上げましたとおり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

議会資料の位置図をごらんください。

1 廃止する路線は、路線番号57、小山線と、226、下道小山線であります。2路線は、出来川左岸下流地区県営圃場整備事業の区域内の町道で、一部位置形状が変更となることから、廃止するものです。

2 認定する路線は、57、小山線で、圃場整備区域外を路線延長を減して再認定するものでございます。

起点、終点、延長、幅員は議案書のとおりでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号 町道の路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 町道の路線の廃止及び認定については原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第19、議案第48号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第48号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町営六軒町裏住宅入居者が平成29年から家賃を滞納していることから、涌谷町町営住宅条例第34条の規定に基づき、明け渡しを求めるものでございます。

訴えの提起は、地方自治法第96条第1項第12号で規定する議会の議決事項でありますから、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書44ページをお開きください。

議案を読み上げます。

議案第48号 訴えの提起について。

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記。

1 訴えの趣旨。町営六軒町裏住宅の明け渡しを請求する。滞納家賃の支払いを請求する。

2 訴えの理由。相手方は町営住宅に入居している者であるが、長期にわたり住宅家賃を滞納し、本町の催告にもかかわらず家賃が納入されていない。

3 訴えの相手方。宮城県遠田郡涌谷町字六軒町裏68番地20、町営六軒町裏住宅7号、相原正文。

4 訴えの物件。町営六軒町裏住宅7号。

5 授權事項。必要に応じて次の行為をすることができる。

(1) 訴えの取り下げ、和解、請求の放棄または認諾。

(2) 控訴、上告またはその取り下げ。

(3) その他請求の内容を実現するために必要な裁判上の行為。

6 管轄裁判所。仙台地方裁判所古川支部。

訴えの相手方、相原正文は、平成26年11月に災害公営住宅の六軒屋町裏住宅7号に入居し、平成29年5月までは滞納はありませんでした。しかし、それ以降納入はなく、平成31年1月までの滞納額は65万3,900円となったものです。

本人には何度も催告書を持参し訪問等を行い、催告を続けてきましたが、面会や連絡がとれず、ことし3月に最終催告書を通知いたしました。

また、保証人の実父は平成29年9月に死亡しており、その後も相原正文から分納や連絡もないため、町の顧問弁護士とも相談を重ねた上で今回の訴えの提起を議案とするものです。

終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 訴えの提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 訴えの提起については原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第20、議案第49号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 積雄君） 議案第49号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億7,302万4,000円を増額し、総額を70億3,876万8,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国県支出金におきまして、補助内示等によりそれぞれ措置いたすほか、諸収入におきましては新たにカーボン・マネジメント強化事業助成金を計上いたし、繰入金におきましては、今回の財源として財政調整基金繰入金を増額するものでございます。町債につきましては、今回の歳出補正に伴い地方債を増額いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、4月の人事異動等に伴い、それぞれ組み替え措置をいたすものでございます。

総務費におきましては、自主的な財政再建を進めるに当たり、公募による委員で構成する財政再建を考える会議を設置し、町民の皆様とともにこれからの涌谷町について考えてまいります。

また、新たに健康文化複合温泉施設である「わくや天平の湯」のカーボン・マネジメント強化事業に要する経費を計上いたすほか、日本遺産認定に伴う国内外からの集客を見込み、東北観光復興対策交付金を活用した日本遺産「みちのくGOLD浪漫」の多言語化及び情報発信を目的としたホームページの構築に要する経費を計上いたし、外国人観光客の受け入れ環境の整備を行うものでございます。

さらに、プレミアム商品券事業に要する経費を増額いたすほか、宝くじ助成事業であるコミュニティ助成事業助成金を増額いたし、自治会活動を支援してまいります。

民生費におきましては、ことし10月から実施される幼児教育・保育無償化について、事務経費を計上し、準備を進めるものでございます。

こども園経費につきましては、さくらんぼこども園の保育士不足を補うため、新たに保育士派遣経費を計上いたし、人材を確保するものでございます。

また、高齢者福祉複合施設である「ゆうらいふ」のカーボン・マネジメント強化事業に要する経費を計上いたすほか、介護保険特別会計への繰り出しについては減額いたそうとするものでございます。

商工費におきましては、企業立地促進条例による奨励金対象額が確定したことに伴い、措置いたすものでございます。

土木費につきましては、町道改良事業に係る国庫補助金の内示に伴い、減額いたそうとするものでございます。

教育費におきましては、小学校での生活において配慮が必要な児童への対応に特別支援補助員を増員いたし、より充実して学習に取り組める環境づくりに努めてまいります。

また、黄金山産金遺跡が日本遺産として認定されましたことから、所要の経費を新たに計上し、関連5市町とともに「みちのくGOLD浪漫」を掲げ、日本唯一の黄金観光交流ルートとして確立していくものでございます。

最後に、総務費及び民生費のカーボン・マネジメント強化事業につきましては、省エネルギー設備等の導入など、国の地球温暖化対策の体制整備・強化に向けた助成事業で、対象となる事業採択が今年度のみとなるものでございます。同施設は老朽化が進み、設備更新とランニングコストの削減が喫緊の課題となっており、町単独で設備更新をした場合の費用は全て町の持ち出しとなるため、今回の事業が当町の課題解決に合致することと判断し、財政非常事態宣言を発令したところではございますが、助成金を利用した事業実施を決断いたしましたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） それでは、総務課長から順次説明をお願いします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第49号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）の42ページ、43ページをお開き願います。

まず、人件費からご説明いたします。

42ページの給与費明細書、1、特別職でございます。この表の下の方、比較のところを見ていただきたいと

思います。長等の給料で26万1,000円の減となっておりますが、このことにつきましては3月会議で改正いたしました教育長の5カ月分の給料の減額分でございます。

次の議員の欄で、報酬143万3,000円の減、期末手当で61万3,000円の減、共済費で43万1,000円の減につきましては、議員さん皆様方の報酬を減額したことによるものでございます。

なお、今議会において議決いただきました町長等の給料の改正につきましては、次の補正予算において調製させていただきますと思います。

続きまして、43ページ、一般職でございます。

町長の提案理由にもありましたように、一般職につきましては4月の人事異動によるものでございます。

(1)の総括の比較で、給料で268万2,000円の増、職員手当で267万7,000円の減、共済費におきましては105万6,000円の減となっておりますが、4月の人事異動後の年間見込み額と当初予算との差により、それぞれ増減をお願いするものでございます。

一番下にあります(2)その他での退職手当負担金及び児童手当の増減につきましても、人事異動によるものでございます。

それでは、4ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長(高橋 貢君) 第2表地方債補正でございます。1、地方債の追加につきましては、いずれも今回の補正に伴うもので、健康文化複合温泉施設設備改修事業(カーボン・マネジメント強化事業)につきましては一般単独債で、高齢者福祉複合施設設備改修事業につきましては老人福祉整備事業債でございます。

2、地方債の変更。道路整備事業において、社会資本整備総合交付金の内示を受け、減額となったものでございます。

3、地方債の廃止につきましては、月将館小学校における廊下の手洗い場改修事業が、設置されているものの一部の改修であったことから、起債事業から廃止としたものでございます。

それでは、歳入に移ります。

8ページ、9ページをお開きください。

2款4項1目①森林環境譲与税の199万6,000円でございますが、先ほど議案第38号でお認めいただきました涌谷町森林環境整備基金条例の原資となるものでございまして、その森林環境譲与税が今回交付決定を受け、歳入とするものでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金でございます。

②プレミアム商品券事務費補助金1,601万1,000円並びに③プレミアム商品券事業費補助金2,000万円ですが、プレミアム商品券として上乘せる金額をこちらのほうに載せさせていただいております。

このプレミアム商品券事業につきましては、今回の10月1日の消費税等引き上げに伴う低所得者、子育て世帯の家計負担の増加に伴う消費への影響緩和と地域経済活性化のため実施されるものでございます。事業実施につきましては、国庫補助金で賄われ、原則全額補助されるものとなっております。

プレミアム商品券の事業の内容といたしましては、住民税非課税者、また3歳未満の子を持つ世帯主を対象に、商品券販売価格2万円に対して2万5,000円の商品券が購入できるものとなっております。

事業実施につきましては、消費税増税がなされます10月1日から使用開始ができるよう準備をするとともに、

令和2年2月中旬ごろを終期に検討中でございます。

⑮東北観光復興対策交付金でございます。2,017万6,000円ですが、こちらは東日本大震災で大きく落ち込んでおりました観光事業を加速するため創設された交付金を今回申請しましたところ、交付されたものでございます。補助率は8割となっております。

以上でございます。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の障害者福祉費補助金16万2,000円の増額につきましては、10月からの保育料の無償化に伴い、障害児通所施設も対象になりますことから、障害者福祉サービス支給管理システム改修に係る費用の100%補助金として⑭障害者地域生活支援事業補助金に計上するものです。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 6児童福祉補助金⑩子ども・子育て支援事業費補助金700万5,000円の増額ですが、歳出でご説明いたします幼児教育・保育無償化事業費についての国庫補助金で、補助率100%でございます。終わります。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 次に、5目1節道路改良費補助金1,118万6,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示額による減額でございます。

続きまして、16款県支出金3項4目2節道路橋りょう費委託金13万2,000円の増額は、田尻川河川愛護会補助金に係る委託金が増額されたことによるもので、補助額は合計で197万2,000円となるものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 19款①財政調整基金繰入金でございます。2,895万円の増額ですが、今回の調整財源とするものでございます。取り崩し後の財政調整基金残高につきましては、5億2,457万2,000円となるものでございます。

○まちづくり推進課長（大崎俊一君） 続きまして、21款雑収入5項5目1節⑳長寿社会づくりソフト事業55万円の増額、㉑コミュニティ助成事業250万円の増額をお願いするものです。いずれも宝くじの収益金を財源とするもので、詳細につきましては歳出において観光費、コミュニティ経費で説明させていただきます。

○町民生活課長（今野優子君） ㉒カーボン・マネジメント強化事業助成金について、1億9,398万6,000円の増額をお願いするものでございますが、本日お配りした追加資料の資料2、1ページをお開きください。

平成30年度に策定した涌谷町地球温暖化対策実行計画では、2030年度、令和11年度の温室効果ガスの総排出量を2013年度、平成25年度と比較して38.6%削減することを数値目標として設定いたしました。目標達成のためには、運用改善、設備更新、再生可能エネルギーの導入、公共施設の統廃合に取り組む必要があります。

取り組みの方針については、2ページをお開きください。

今回策定した計画に基づく省エネ設備等導入支援事業を活用して、削減目標を達成するために設備更新を行おうとするものですが、環境に配慮した機器を導入し、省エネルギー化とランニングコストの削減を図ろうとするものです。

設備更新を行う施設は、健康文化複合温泉施設「わくや天平の湯」と高齢者福祉複合施設「ゆうらいふ」になります。事業申請は今年度が最終で、採択されれば対象経費の3分の2が補助されます。事業が採択されるかどうかは6月下旬に決定されますが、事業完了の期限が来年の2月末となっているため、今回増額補正をお願いするものでございます。

終わります。

○まちづくり推進課長（大崎俊一君） ⑭大崎ふるさとづくり基金市町村助成金100万円でございます。こちらは
大崎地域広域行政事務組合におきまして基金化しております大崎ふるさとづくり基金の運用益をもって、構成各
市町において輪番にて交付されております特別枠を用いまして、歳出にありまして日本遺産事業費の経費に充てる
ものでございます。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） ⑮多面的機能支払交付金返還金364万2,000円でございますが、精算によ
り19組織中5組織からの返還金でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 22款町債でございますが、先ほど第2表地方債の補正で説明させていた
だきましたので省略させていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。

歳出に移ります。

○議長（大泉 治君） 昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

午前に留保しておりました件について、建設課長より答弁があります。建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） パネルの取り付け方法ということで、ビスの標準は平米当たり9本で、ビ
スの太さは7ミリ程度を予定しております。あと、取り付けに際しては専用の接着剤を外壁に塗りまして、パネ
ル同士の接続部分はシーリングで補うという形になっております。終わります。

○議長（大泉 治君） それでは、午前に引き続き一般会計補正予算の説明をお願いいたします。

14ページ、歳出から順次説明をお願いいたします。

○議会事務局長（高橋由香子君） 14ページ、歳出になります。

1款1項1目細目2議会管理運営経費247万7,000円の減額でございます。条例改正に伴い、議員報酬を平成31
年4月から12月末までの期間について5%削減するもので、議員報酬については143万3,000円、期末手当につい
ては61万3,000円、議員共済組合負担金については43万1,000円をそれぞれ減額するものです。以上です。

○総務課財政再建対策室参事兼室長（今野博行君） 16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目4財政再建対策経費45万6,000円でございますが、財政再建計画策定を初めとする財政再建への
ご意見やご提案をいただくため、町民の方の公募により財政再建を考える会議を設置するものでございます。構
成につきましては、年代構成、男女構成を勘案した15人で、5回分を予定しております。報償金、食糧費で所要
の額をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 4財産管理費細目1管財一般経費でございます。旅費の118万5,000円の
増でございますが、歳入にありました東北観光復興対策交付金を用いまして、今回認定を受けました日本遺産認
定を推進するため、国、県や構成市町と協議、連携を行うための経費となっております。

13節委託料、健康文化複合温泉施設カーボン・マネジメント強化事業委託料1億8,749万円ですが、歳入において町民生活課長が説明いたしました涌谷町地球温暖化対策実行計画を受け、事業実施するものです。

追加資料2の2ページの右側をごらんください。

先ほど趣旨につきましては町民生活課長のほうから説明させていただきましたが、今回カーボン・マネジメント事業（2号事業）事業内容リストといたしまして、企画財政課ではわくや天平の湯につきまして説明させていただきたいと思っております。

こちらのうち、「税込み」という金額で説明をさせていただきたいと思っております。

今回改修いたしますのは、照明のLED更新、空冷チラー等の更新、高効率ボイラーの導入となっております。事業費につきましては、それぞれ1,844万3,000円、制御機器の622万4,000円、空冷チラー等の1億3,825万1,000円、ボイラーの2,657万2,000円の計1億8,748万9,000円となっております。

そのうち、補助対象経費と補助対象外経費が生じてまいります。それぞれ合計のみを申し上げますと、補助対象経費といたしましては1億7,270万6,000円、対象外経費といたしまして1,478万4,000円となっております。この補助対象経費のうち、3分の2までが補助となりますので、その3分の1と対象外経費であります1,478万4,000円を足した経費、これが実費といたしまして7,235万2,000円となっております。この経費のうち、75%分を先ほど説明申し上げました起債を充てるものとなっております。

続いて、多言語化事業委託料でございます。2,136万円につきましては、先ほど申し上げました東北観光復興対策交付金を用いまして、インバウンド、外国人訪日客の誘客に対応するため、ウェブサイト等におきまして多言語化、中国語、英語、韓国語等に対応するための経費でございます。

15節工事請負費、インバウンド対応設備改修工事の267万5,000円ですが、同じく東北観光復興対策交付金を用いまして、外国人誘客に対応するため、天平ろまん館の内外のトイレの洋式化を図るものでございます。

19節負担金及び交付金ですが、③その他負担金、温泉施設等環境整備負担金95万円でございますが、こちらはろまん館の消防設備、天平の湯の屋根の部分に一部破損が見られましたので、その修繕を行うものでございます。

続いて、5目企画費、プレミアム商品券事業費でございます。

4節共済費、③社会保険料と⑤雇用保険料で24万2,000円の減、7節賃金の臨時職員賃金149万2,000円の減につきましては、プレミアム商品券事業に従事予定の臨時職員を当初2名の予定から1名を減にすることに伴う減額となっております。

11節需用費、②消耗品費43万3,000円の減、12節役務費の①通信運搬費20万円の増につきましては、今後の事業実施を精査しまして、それぞれ増減するものでございます。

次のページをごらんください。

13節委託料、プレミアム商品券システム導入委託料292万円ですが、プレミアム商品券の対象者を抽出・通知するためのシステムを導入する経費でございまして、これに増額をするものでございます。こちらの経費の中には14節使用料及び賃借料のパソコンリース料10万円も含まれていることから、こちらを減額するものとなっております。

次のプレミアム商品券事業委託料3,716万円につきましては、プレミアム商品券相当分2,000万円と事務費を含めまして、現在美里町とともに遠田商工会に事業委託を行う予定で進めております。

また、プレミアム商品券の販売につきましては、遠田商工会を通じて管内郵便局において販売を行うことで検討させていただいております。

19節負担金補助及び交付金でございます。プレミアム商品券事業補助金200万円につきましては、先ほど申し上げましたプレミアム商品券事業委託料に含めることとしたため、減額するものとなっております。

なお、このプレミアム商品券事業につきましては、いまだに国のほうから事業執行に当たって詳細なQ&Aが送られてきていないという状況でございます。また未確定な部分も多く、今後の事業執行におきましても変更があり得るところでもございます。

以上で説明を終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 7目自治振興費、行政区長関係経費19節負担金補助及び交付金、行政区長会補助金について19万5,000円の減額でございますが、これは財政非常事態宣言が発令されたことを受けまして、行政区長会で話し合いをした結果、補助金を申請しないこととなりましたことから、減額をいたすものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長（大崎俊一君） 10目コミュニティ事業費1コミュニティ事業経費19の④補助交付金250万円の増をお願いするものです。歳入で説明させていただきましたとおり、宝くじの収益を財源とし、今年度におきましては日向区自治会のお祭りなどで使用する備品購入に対し、歳入と同額を補助しようとするものです。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、22ページ、23ページをお願いいたします。

民生費になります。老人福祉費の在宅老人福祉経費の委託料1億3,457万6,000円の増額ですが、先ほど歳入等でも説明いたしましたとおり、高齢者福祉複合施設のカーボン・マネジメント強化事業の委託料になります。

追加資料2の2ページの表をごらんください。

下のほうがゆうらいふになります。涌谷町地球温暖化対策実行計画に基づきましてCO₂を削減するわけですが、当施設のLED照明への交換、それから調光自動制御装置や人感センサーの導入、マルチエアコンの更新、空気循環サーキュレーターへの導入、高効率ボイラーへの更新などを行うもので、このことによりまして年間57.5トンのCO₂削減が見込まれるものでございます。

それから、この補助対象外経費なんです。主に古い、交換した際に出る廃棄のボイラーですとかエアコンの処理費が補助対象外となっております。終わります。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 5介護保険対策経費28繰出金673万1,000円の減額ですが、4月の人事異動により介護保険事業勘定特別会計におきまして会計支弁職員が10名から9名に1名減になったことによる減額補正と、あとは地域支援事業で実施する一般介護予防事業における利用者負担を徴収することにより、一般会計からの繰出金の減額となるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の4目障害者福祉費7地域生活支援費の委託料16万2,000円ですが、歳入で説明いたしました保育料の無償化に伴う障害者福祉サービス支給管理システムの改修に係る委託料です。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2項1目1節10幼児教育・保育無償化事業費700万

7,000円の増額ですが、4共済費から7賃金までは事業に対応する臨時職員1人の雇用に関する経費で、3月まで見込んでおります。

11需用費4印刷製本費1万円の増額は納入通知書の印刷経費で、13委託料557万5,000円の増額につきましては、無償化に対応する子ども・子育て支援システムの改修と、公金収納システム導入経費でございます。今回は事務経費の計上でございますが、全体の事業費につきましては国の動向が決定し次第、提案いたしたいと思っております。

次のページ、24ページ、25ページをお開きください。

4保育所費3こども園経費228万2,000円の増額ですが、さくらんぼこども園の保育士の産休の代替のための派遣委託経費でございます。これまでさまざまな手段を活用して募集しておりましたが、応募がない状態でございますので、民間の派遣経費を計上いたすものです。

終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） 26ページ、27ページをお開きください。

4款衛生費4項1目医療福祉センター費、細目3看護師等奨学資金貸付事業経費、21の①貸付金50万4,000円の増額ですが、貸し付け申し込みの状況から1人分を追加するものでございます。1人4万2,000円の12カ月分の積算でございます。終わります。

○農業委員会事務局長（小野伸二君） 6款1項1目細目2事務局経費2万2,000円の増額でございますが、消耗品費といたしまして農業委員及び農地最適化推進委員の研修の際の資料代として2万2,000円をお願いするものです。

次のページをお開き願います。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） 5目23節細節2農地整備事業経費①償還金、多面的支払交付金返還金273万2,000円でございますが、歳入で5組織からの返還金のうち、国分2分の1、県分4分の1を返還するものでございます。

続きまして、2項1目林業振興費25節細節3基金管理経費①積立金、森林環境整備基金積立金199万6,000円ですが、さきに森林環境整備基金条例を制定いたしました。歳入で申し上げました森林環境譲与税同額を基金へ積み立てるものでございます。

なお、譲与税はことし9月に入る予定ですが、町といたしましては今後所有者の特定、意向調査の実施、仲介や森林整備等の計画を確立し、それに伴う費用の財源として活用していきたいと考えております。

終わります。

○まちづくり推進課長（大崎俊一君） 続きまして、7款商工費1項2目2企業誘致対策経費19の④企業立地奨励金43万6,000円の増額をお願いするものです。涌谷町企業立地促進条例に基づく補助金であり、新規で1社をお願いするものです。

なお、当初で2社を見込んでおりましたが、1社につきましては税額の修正が行われているため、いまだ税額が確定しておらないことから、その分につきましては9月で計上させていただく予定となります。

続きまして、次のページをお開きください。

30ページ、31ページ、観光振興対策経費19の④補助交付金55万円の増をお願いするものです。歳入で説明させていただきましたとおり、宝くじの収益を財源とし、新町振興会で行うかっぱ祭りに対し、イベントの運営補助

金として歳入と同額を補助しようとするものです。

終わります。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 続きまして、8款土木費2項3目11節需用費10万円は、道路照明灯2基分の修繕料の増額です。

19節負担金補助及び交付金13万2,000円は河川愛護会補助金で、県の委託金が増額され、197万2,000円となったものです。

3目15節工事請負費は、交付金事業の涌谷橋橋梁補修工事に1,210万円の増額、それから大谷地線の道路改良工事費の3,441万6,000円の減額は、国の内示額による増減をお願いするものです。

次のページ、32ページ、33ページをお開きください。

4項1目住宅管理費11節需用費の⑥修繕料40万円の増額は、八雲住宅のリフォーム修理等に不足が見込まれるため、お願いするものです。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 10款教育費となります。

1項2目細目2事務局経費8節報償費①報償金6万3,000円の増と、14節使用料及び賃借料、宿泊施設使用料5,000円の増額につきましては、大崎地区における高校のあり方検討会議において、大崎東部地区における高校の将来像は、涌谷高校と小牛田農林高校は現状維持され、松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校の3校を再編し、魅力ある職業教育拠点校とする案が昨年度末に示されたところでございます。これを受け、今年度100周年を迎える涌谷高校と交流・連携の一環として、講演会の開催を考えております。他の町でも高校魅力化事業において実績のある大学教授を講師として計画しておるところでございます。高校の魅力化を図ることが当町のまちづくりや教育の充実の一助につながると考えております。参加対象としては、教育委員会部局、涌谷高校の関係者のほか、町長及び町長部局の関係職員、議員の皆様にも参加していただきたいと考えているところでございます。

細目5、11節需用費②消耗品1,000円の減額、14節①使用料及び賃借料1,000円の増額につきましては、会場使用を1日ふやす計画にしたことによる組み替えをお願いするものでございます。

34ページ、35ページをお開きください。

2項1目細目2小学校管理経費4節共済費③社会保険料35万6,000円の増額、④労災保険料3,000円の増、⑤雇用保険料9,000円の増、7節賃金②臨時事務職員賃金98万1,000円の増額につきましては、町長の提案理由にもございましたとおり涌谷第一小学校と月将館小学校における特別支援補助員に係る経費をお願いするものでございます。支援を必要とする児童が新たにふえたことから、特別支援補助員を増員しようとするものです。

2目小学校教育振興費細目2小学校課外活動経費8節報償費①報償金、講師謝礼は、涌谷第一小学校のマーチングバンドが大会に出場するに当たり、新たに楽譜編曲代1万9,000円の増額をお願いするものです。

12節役務費②手数料、編曲料の15万円の減額は、当初涌谷第一小学校の校歌をマーチングバンドが演奏できるように編曲しようと考えておりましたが、無償による編曲をしていただいたことによる減額となります。

次のページ、36ページ、37ページをお開きください。

細目2中学校管理経費4節共済費④労災保険料2,000円の増、⑤雇用保険料4,000円の増、7節賃金②臨時事務職員賃金34万6,000円の増につきましては、任用決定により通勤手当分などの増額をお願いするものです。

4項幼稚園費1目細目2幼稚園管理経費414万3,000円の減額と、細目4預かり保育事業経費414万3,000円の増額につきましては、土曜日の預かり保育が増加したことにより、担当職員の増員が必要なため組み替えをお願いするものです。

終わります。

○生涯学習課参事兼課長（佐々木健一君） 38ページ、39ページをお願いいたします。

5項2目公民館費の19節負担金補助及び交付金で8,000円の増額ですが、人事異動によります防火管理者研修受講料負担金でございます。

3目文化財保護費の日本遺産事業経費で100万5,000円の増額でございますが、推進協議会が設立されるまでの所要経費と、日本遺産認定を受けてのPR用の経費の増額でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

13節委託料の看板作成委託料の40万円の増額につきましては、日本遺産認定のPR用看板設置、4基ほどを予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

4ページ、第2表地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に歳入ですが、一括質疑となります。

8ページ、2款地方譲与税から10ページ、22款町債、最終ページは13ページまでになりますが、質疑ございませんか。9番。

○9番（久 勉君） 8ページ、9ページに森林環境譲与税ということで新しく、議案第38号で基金条例をつくって、国から来たお金をこの基金に積み立てておいて事業をしていくということなんですけれども、この199万6,000円の根拠というんですかね、そういったものをどう示されて199万6,000円なのか。町の森林の面積であるとかそういったことが見られているのか、その積算根拠が示されていればそれをお願いします。

○議長（大泉 治君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） お答えいたします。

積算の基準になりますのは、基金のときに説明いたしましたけれども、各市町村の私有林人工林の面積、それと林業就業者数、それから町の人口。人工林面積につきましては2015年の農林業センサス、林業就業者については平成27年の国勢調査、涌谷町の人口につきましては平成27年の国勢調査が基準となりますけれども、国におきましてはことし200億円が予算措置されております。その3つに基づきまして、各都道府県のほうに配分されます。宮城県におきましては、市町村分になりますけれども総計で2億8,100万円ほど配分されております。なおかつ各市町村のさっき申し上げました面積とか人数等々を基準に、案分によりまして199万6,000円となったものがございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） 今年度は国において200億円用意して、そのうち宮城県には2億8,100万円。ずっと続いてい

くものなのか、それから国が想定している市町村の事業の展開といいますか、環境整備基金条例の中では森林の整備促進に関する事業に要する経費に充てるとあるんですが、1年間で200万円程度来て、この整備とかそういったのがどの程度できるものなのか。町の総合計画を見てみれば、里山の保全・活用とか、それから森林の保全と育林の推進とかとあるんですけども、これまで実質的に具体的な施策というのは講じられてこなかったのではないのかなと思われまじけれども、それらのきっかけになるのかなという気はするんですけども、将来をどう見据えてこれを使っていくのかということ、担当課として、あるいは町として今後どのようなことを考えていくのかということ、現段階で考えていることがあれば、なければそれは新しく始まったことですから仕方がないと思うんですけども、もしございましたらその辺までお話しいただければと思います。

○議長（大泉 治君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） まず、第1点目の今後の譲与税でございますけれども、国におきましては令和6年から本格的にというか賦課徴収の見込みで、令和6年のときには620億円ほどになる試算になっております。当町の今の段階での試算でいきますと、平成31年から令和3年までは199万6,000円、令和4年から令和6年までは299万4,000円、令和7年から令和10年までは424万1,000円、令和11年から令和14年までが548万8,000円、令和15年以降は673万5,000円の予定であります。ただ、令和6年から620億円入れば倍近くなるんじゃないかというお見込みかもしれませんけれども、5年間分借り入れをするという部分がありまして、並行して返済と譲与税の譲与ということで、金額のほうはそのような状況になっております。

それから、この譲与税の用途につきましては法律で決まっております、例えば間伐等の事業費だったり人材育成だったりというふうにありますし、当初の段階といたしましては、まず涌谷町内の私有林人工林の実態調査といいますか、それを踏まえて意向調査を行います。意向調査を行って、自分で経営管理できるものはそれなりなんですけれども、もしくは林業経営体のほうに委託をするのであればそちらのほうに、また個人で管理ができない部分につきましては、町が経営管理権というのをもちます。それに基づきまして、町が集積をかけまして、所有者からの委託を受け集約した後に再委託ということで、例えば大崎森林組合の事業者のほうに委託料をお支払いして委託する予定と考えております。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） ご存じのとおり、里山が荒れているといいますか、手をかける人が少なくなってきた、山が野放しになっているような状態というのが見受けられるわけですので、こういった新しい制度を活用して、景観のところにも出てきますけれども、ぜひ美しい里山を取り戻すようなことを将来的に考えていただければと思います。

○議長（大泉 治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 歳出に入ります。歳出は項ごとになります。

14ページから15ページまで、1款議会費1項議会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 14ページから19ページまで、2款総務費1項総務管理費。1番。

○1番（竹中弘光君） 16ページ、17ページの報償費の報償金についてお伺いします。財政再建を考える会に委員

謝礼ということで15人分を予算計上するということなんですけれども、この趣旨というか、涌谷町を考えるという形のもので委員を募集するんでしょうけれども、今は財政非常事態宣言を出して、町長も言っていますけれども財政を健全化に持っていくということが第一前提だと考えるんですけれども、その中におきまして、毎回出ていますけれども経費の見直しということで、いいのか悪いのかわかりませんが10%減とかなんとかっていうことで1万円、2万円を削っているような状況のもとで、今の時期に委員をね、この事業をしなければならぬという趣旨はどういうことでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課財政再建対策室長。

○総務課財政再建対策室参事兼室長（今野博行君） お答え申し上げます。

確かに議員さんおっしゃるとおりこの時期にというようなお考えもあろうかと思いますが、私どもといたしましてはより多くの方のご意見等々を聞きながら、より具体的に、そして確実に財政再建を進めていきたいということで、必要なものということで考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 1番。

○1番（竹中弘光君） 今室長が言うのはもっともらしい意見だと思うんですけれども、その部分にかけましては町政報告会なりそういう形において町民の意見を吸い上げることは十分可能だと思うんです。逆に私が今言っているのは、こういう委員を募集して、委員の理解を得たのでこういう形で進めますという隠れみのに使っているような形にしか見えないので、どうしてもその点で納得はできかねるということを申し上げたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課財政再建対策室長。

○総務課財政再建対策室参事兼室長（今野博行君） お答え申し上げます。

議員さんのおっしゃるお話ですと、諮問機関というような位置づけというように捉えていらっしゃるようですが、こちらは諮問機関ではございません。あくまでもご提案、あるいは今後のことも考えて、うちの町ではございませんが市政モニターとかそういう意味合いも含めて、今年度の計画までで終わりではなくて、その後も見ていただきながら、外部からも評価をしていただきたいというようなことで考えておまして、あくまでもご意見、ご提案、それから忌憚のないご意見をいただくような会議ということで考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 1番。

○1番（竹中弘光君） 何度も行ったり来たりになるんですけれども、今室長の言った部分というのは理解できないわけではないですけれども、まず財政再建、その部分の計画を9月に出すという話をしているわけですよね。結局それを示してから、そして今後このようにしますけれども今後について意見を求めますというような形をまず最初に出してからでもいいんじゃないかという部分があるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 竹中議員の考え、私ももっともだと思います。ただ、その中でもし私がこのモニター的なものになるならば、一番議員が心配しているのは単に形をつくって終わりではないかということだと思います。これまでもそういう傾向が多分に見られました。ですから、この件に関しては本当に中身の整った、まずは9月に具体的な計画が立つ予定ではございますけれども、そういった中でもしっかりと計画を立てて、それに並走していただいて、そして本当にその状態がよいのか、あるいは町民にさまざまなしわ寄せがないのか、そういったようなものに、しかも今後とも気を緩めることなく、財政の立て直しについて町民の皆様のご負担を考えな

がらしっかりと考えていただくというものであれば、私はやはりこれは必要なのかなと思っております。ただ、議員が心配するように、ただ単に形をつくって終わりというような形、いわゆるお役所仕事じゃないのかなという、そういったような疑問を持っている、その上での質問かと思えますけれども、そのような形には私は絶対したくないと思います。もしそういうことでなければ、この45万円という金は無駄遣いということになります。そういう面で、財政立て直しを旨としております私からすれば、これをいわゆる自分たちの立て直しのための大きな抵抗としたいと、そのような考えでございまして。そのような考えで受け取ってもらえば、そしてそのような考えを申し上げましたから、それを今後とも議員の皆様が持っていただければ、私の考えを最後まで貫くことができるのではないのかなと思いますので、そのような形でご理解いただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） 管財一般経費、民生費にもあるんだけど、ここで委託料としてカーボン・マネジメン
ト強化事業が載っておりますので、ここのところで質疑したいと思います。

実行計画を見まして、温暖化の、CO₂の削減、説明もあつたんですけども2030年までに平成25年度と比べて38.6%削減するという計画で、この計画によって今回2つの施設を工事することなんですけれども、この38.6%の目標に対してどのぐらい、今年度の成果は何%削減されるのかということをお聞きしたいと思っております。

また、施設の公表、評価をするということで、いずれホームページにも載ってくるんだと思うんですけども、いずれにしてもその点検・評価はどこの時点でどの団体、誰が評価するのか示されておりましたので、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、企画費のプレミアム商品券の事業で、昨年度もこういう話題はあつたんですけども、課長さんの説明もあつたんですけども、なかなか具体性がないんですけども、以前もプレミアム商品券を発行していることがあって、たしか1万円の金額だったかなと思ったんですけども、前回は何割増しの商品券だったのかなど。今回は景気対策とかではなくて、低所得者に対する救済のための商品券発行ということだと思っております。もう少し詳細な説明が欲しいんですけども、どういった対象者に、年金生活者の中の低い年金生活高齢者とか、あと非課税世帯という話がありました。多分引きかえ券か何かを対象者に渡すとよりわかるのではないかなと思うんですけども、このプレミアム商品券に対しましてちょっとお聞きします。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） ただいまの質問の削減のパーセントですが、今回この設備を入れたことによって、カーボンの量がゆうらいふでは年間57トン、天平の湯では年間170トンほど削減になる見込みを立てております。そして、設備を更新したことによって38.6%のうち10%を削減目標としております。これは10年間の中で減らしていこうとするものです。

あと、どこでどういうふうに検証していくのかということなんです、町のほうで推進統括者は町長、管理責任者は町民生活課長ということで組織がつくられますので、その中で毎年検証し、計画は3年に一度見直しするようという国の方針がありましたので、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） お話のありましたプレミアム商品券の関係でございまして。

プレミアム商品券の目的というところになるかと思いますが、国のほうで示している実施要綱におきましては、先ほども申し上げましたが低所得者世帯の消費に影響を与えるというのがまず1点でございます。もう一つは、消費税増税に伴いまして、地域における消費が落ち込むのではないかとこのことを踏まえての経済的な下支えを行うという目的で今回始まる制度となっております。

過去の例ということなのですが、類似の例が非常に多過ぎて、私も今頭に多くないのですが、プレミアム商品券という形のものだと臨時福祉給付金というか、そういう形だったりもするので、いろんな例があり過ぎてちょっとあれなんです、たしか1999年ぐらいからプレミアム商品券ということで2割増しとか、多分おとしぐらいは3割増しというのも出たかと思うんですが、今手元に資料がないところでございますが、そういった景気の下支えとか、そういう形で何度か行われてきた制度でもございます。ただ、今回の趣旨については先ほど申し上げた趣旨で行われるところでございます。

今回についての手順なんですけれども、先ほど申し上げましたように住民税非課税者であるということがまず条件になります。あと生活保護受給者でない方という条件が今入っております。住民税非課税者においても、課税者に扶養されている方については対象外になるだろうという予定でございます。そのほかにもいろんな条件が入って、外国人の方の取り扱いとかいろんな情報があるので、ちょっとそこは省かせていただきますが、大まかなところではそういった形です。

もう一つは子育て世帯と言われる方々でございます。こちらについては、一応国のほうの表現については3歳未満児としているところなんです、2016年4月2日生まれから消費税増税であります2019年9月30日までに生まれた子供を持つ世帯主が交付の対象になる予定であると。つまり、基準日がありますので、年齢的には3歳未満児という表記になりますが、満3歳以降というか、微妙な年齢の方も出てくる可能性は出てまいります。

そういった方々に対して今回、上限額が2万円という形で2万5,000円の商品券を買うことができる、あるいは個別に分割することも可能だというアナウンスはされているところなんですけれども、子供の皆さんについては年齢特定なので対象者は把握できるかと思いますが、住民税非課税の方については申請をいただいて、その方が間違いなく非課税なのか、あるいは要件に合うのかどうかということをこちらのほうで精査させていただいて、引きかえ券を送付させていただいた上でそちらで購入をいただくという手順で考えております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） カーボン・マネジメント強化事業、これだけでは38.6%の削減にはならず、さらに努力が、多分庁内委員会を設置してというふうに計画ではあって、庁舎の中で多分、想像ですけれども議論しながら、この目標に近づけていくというのが必要になってくるかと思っておりますけれども、今回の予算ではこういう工事でしたけれども、今後また別な観点からこの数値目標に近づけていくというのが大事になってくるかと思っておりますけれども、どういったことを考えていらっしゃるのか、再度質疑したいと思っております。

あと、プレミアム商品券に関しましては、多分私の記憶では前回は1万円に3割増しか2割増しの商品券だったんじゃないかなと思っております。各自治体で取り組んだと思うんです。今回2万円5,000円のプレミアムがつくということで、ちょっと心配なのは、先ほど言ったように非課税者、低年金者の世帯に、2万円のものを購入して使わないと減税になりませんから、前回は1万円買えば3,000円ということで30%、3割と。今

回は2万円に5,000円ですから25%という形になるんですけども、果たしてその対象者が確実に購入するかという、先ほど分割という答弁もありましたけれども、やはり売れ残っちゃうんじゃないかなという想定は、勝手な想定ですけども、気がしているんですが、その点は売れ残るといえるか、購入しない場合もあると。前回のプレミアム商品券は即日で売り切れてしまうような状況でしたが、今回はちょっと対象が違うので、ちょっと不安な部分があると私は認識しているんですが、その点はいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） それでは、今後の実行計画のあり方だと思うんですけども、最初の説明でお話ししたときに運用改善、設備更新、再生可能エネルギーの導入、公共施設の統廃合という取り組み目標を立てております。その中で、私たち職員としてできるところが運用改善であると思います。この運用改善に関しては、実行委員会、実行推進委員ということで、各課の班長等がその推進委員になるという組織になっておりまして、その上のほうですね、推進統括者が町長で、委員が各所属長、各課長になります。実行責任者が各課にありまして、それが所属長になりまして、実行推進委員が班長、その下に全職員がいるという形になっていきますので、各課長に関しては庁議等の会議、この推進本部の会議になると思うんですけども、そちらで実行計画なりをして、実際実施していくのは班長以下職員とともにということに、全職員挙げてこの計画を進めていくという組織体制にはなっております。今後、電気を小まめに消すとか、そういう小さいところではありますが、そういうところを徹底して、職場内、庁舎内から進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 今お話ありましたように、以前確かにプレミアム商品券、2割増しあるいは3割増しで、地域創生で3割増しという時期もあったかと思います。今回については、お話にあるように住民税非課税者であったり子育て世帯であったりということで、2万円という金額がなかなか購入できないのではないかとご心配かと思います。ただ、先ほど申し上げましたように最大ということもございまして、金額を低く抑えての販売も可能なような形で現在進められておりますので、逆に言うと、割り増しの商品券でもございまして、そこら辺のメリットを伝えながら、購入につなげていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 10番。

○10番（杉浦謙一君） プレミアム商品券に関しては理解できましたので、カーボン・マネジメント強化事業、2回目のときですかね、評価するのは誰だという、庁舎内という話でしたけれども、補助金をもらっていて、財政力によって補助率が2分の1だったり3分の2だったりするわけで、当町は3分の2ですよ。その点で、この目標に達しないことによって、余り考えたくないんですけども、返還しろとか、償還金が発生するとかということになると、ちょっとこれもうまくないのかなと思って、確実に目標を達成していただければと思うんですが、万が一目標が達成できない場合はペナルティーとかというのはどうなんですかね。最後ですけども。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 今回の事業費、事業を中断した場合は補助金の返還というのはありましたが、目標は10年後までに達成なので、それが達成できなければペナルティーがあるというのはちょっと内容には書かれておりませんでしたので、ないものと思われまして、努力目標というか、努力して達成したいと考えております。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） 同じページなんですけれども、カーボン・マネジメント強化事業、それから19節の負担金補助及び交付金で温泉施設等環境整備負担金で、ろまん館、天平の湯の修繕ということなんですけれども、この工事で修繕するに当たり、振興公社とどんな話し合いをされてこういう予算措置になったのか。といいますのは、事業内容を見れば照明だったり制御だったり熱源あるいはボイラーとか、ある程度の工事という時間がかかったり、あるいは温泉に関しては休まなければならないときも来るのかなと思いますので、そういった事業の内容についてどんな話し合いをされたのかを教えてくださいたいと思います。

それから2番目として、委託料の中で多言語化事業委託料、それから工事請負費でインバウンド対応設備改修工事、これは歳入のほうでは東北観光復興対策交付金が2,017万6,000円来る、補助率80%で来る、その財源を充ててこの事業を行うんだよということなんです、なぜここのかということですね。これはきのうの一般質問でも申し上げましたけれども、多言語化って、これは観光を目的とすればやはりまちづくりじゃないかと。インバウンドの設備工事、トイレの改修ということなんですけれども、これもお客さんあつてのことで修繕するのであれば、管財一般経費、財産管理の一般経費の中で、予算の置き場所がそぐわないような気がするんですけども、どんなことでこうなったのかなということが2つ目です。

それから、3つ目ですけれども、前者が聞いていますプレミアム商品券の件なんですけれども、前者も心配しているとおり全部果たして、2万円ですから、弱者と言われていた方が2万円出して買うことができるだろうかということと、それから先ほどの説明では美里町と一緒に遠田商工会ということは、対象者の把握は当然予算をつけて委託料で、商品券事業委託料の中で対象者を把握するというで、システムを導入してやるということなんですけれども、ただ導入して対象者がわかれば、当然その対象者がわかるのは町の福祉部門、民生委員さんあたり、そういった方々が一番地域の実態を把握しているんですから、そういった人たちの手を離れて商工会にぼんと名簿だけやって、さあやってくださいというのは町としていかなものかなという。その姿勢がですね。それが本当に弱者、困っている人に伝わりますかね。その意向が。ただ事務的に商品券を商工会で買ってくださいと、そういうやり方というのは非常に冷たいやり方としか思えないんですけども、もう少し温かいやり方を何で考えられないのかということが非常に残念です。商工会にお任せみたい。その辺はなぜそうなったのか。今までやってきたのは、確かに前者も言いましたとおり1万円のがその日のうちに売れたとか、やはり1万円が3,000円となれば大変魅力なので、行列ができて売り切れたという話も聞いていますけれども、今回は全然前回のとは違うわけですね。ですから、その違いを一緒にしていいのかということ、その辺をどう考えて事業をやろうとしているのかということをお尋ねします。

以上3点。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） まず、わくや天平の湯との打ち合わせの状況でございます。今回このカーボン・マネジメント強化事業が話題になった際に、当初から打ち合わせをさせていただいております。状況も踏まえて、こういう更新も必要だということの確認をしながら進めてきております。ただ、まだ具体的に事業採択という形でなかったものですから、どの時期にどういう形でというところで。ただ、今お話のありましたように、何らかの更新時期については影響があるということも踏まえながら相談を、計画を作成していただいた事

業者を交えながら打ち合わせをさせてきていただいたところでございます。

もう一つは予算の計上の案件でございます。こちらは日本遺産の関係もございましたので、これまでそちらの推進を踏まえながら、今回の東北観光復興対策交付金があるような形で合築ができるということで、これまで生涯学習課と企画財政課のほうでその認定に向けて、認定だけではなくてその後の計画もいろいろな形がかかわってきたものですから、この補助金を申請させていただいた流れでこの事業の推進として私のほうで申請をさせていただいた経過がございますので、ここに置かせていただいたという状況でございます。

あと、プレミアム商品券の案件でございますが、現在は私も浦谷町におきましてまず町が対象者を把握すると。その方々にご案内をした上で、申請書が上がってくるという流れになっております。申請をされた方には引きかえ券というものをお渡しさせていただいて、その引きかえ券を持ってプレミアム商品券を購入いただくという流れになっています。そこからが遠田商工会への委託という形になるところでございます。そして、プレミアム商品券の引きかえ券を持っていらっしゃる方が購入する額を決めることができます。ただ、最高額は2万円であるという状況で進められます。そのような形での事務事業の流れの中で進められるという状況でございます。どうしてもこちらについては国の、全国一律の制度でもございますので、他の団体の状況等、進めながらやっていかないといけないところもございますので、その形でご購入をいただいて、先ほど言いました金額が最高額として2万円2万5,000円のプレミアム商品券を購入することができるということなんです、購入額についてはご自分で分割という形にもできるということで進められております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 9番。

○9番（久 勉君） 多分聞き漏らしたんでしょうね、最高額が2万円というのは、私は2万円ではなくてはだめなのかなと理解しました。それはわかりました。必ずしも2万円でなくてもいいということなんでしょうから、それはそれで漏れのないように進めていただければと思います。

それから、多言語化の申請をやったのはうちだからうちでというのはいかがなものなんでしょうかね、それね。名称が東北観光復興対策交付金。観光と入っているんですけども。今回はそれで行くからそれと言うのであればそれですけども、きのうもお話し申し上げたとおり、ちょっと後には文化財保護班のほうから大崎の広域の補助金を使って看板というのは出てくるんですけども、そういったばらばらでいいのかというのはいちよつと疑問がありますので、それはこれから十分検討されたいと思います。

それから、最後の公社との話し合いをしたと言いますけれども、昨日配付された令和元年5月30日付浦谷町議会議員宛ての監査委員の「公の施設の指定管理者監査結果報告書」、課長お読みになったと思いますけれども、これをお読みになってどう思ったか。非常にずさんとしか言いようのない公社の現在のあり方であると。そういうところと話し合いをして、そう決めたと言うならばそれはそれなんですけれども、とてもじゃないですけどもね……、議題外と言われるかもしれないんだな、この辺は。本当にお任せしていいのかどうかということも、やはりきちんともう一度これは検証していただいて、このまま大金をかけてボイラーを直して、それでこのような運営のあり方であれば、本当に果たしてお客さんが金をかけてボイラーを新しくする価値があるんだろうかということになると、ちょっとその疑問といいますか、それはぜひもう一度きちんと内部でご検討されて、監査委員さんのご意見をよくごらんになって、公社の方々と話し合いをされて、今までの体質でいいのか、今までの運営

のあり方でいいのかというところで、きちんと町として契約してやっているわけですから、町の契約どおり、町の意向どおり動いていただけないということになれば、やはり別なことを町は考えなければならぬと思うので、すけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（大泉 治君） 9番、まさに、補正予算でございますので、ただいまの質問については議題外とさせていただきます。

最初のほうの部分にだけ答弁。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 公社の打ち合わせの関係でございます。今回の施設につきましては、涌谷町のものということもございますので、これまでもボイラー等については経年劣化がずっと言われてきた部分でもございます。涌谷町が今回の工事を主体的に行うものでございますので、そこに当然指定管理の公社が入るという形になりますので、そこは連携を持ちながら、十分に進めさせていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。再開は20分といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時22分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

それでは、14ページから19ページ、総務費総務管理費。ほかに。11番。

○11番（門田善則君） 行政区長会の経費のことでお聞きします。先ほど課長の説明では、区長会に出している補助金、これを39行政区で割ると1人当たり5,000円ぐらいになっているわけですが、これは個人に出ているものだと思うんですけども、先ほどの説明だと区長会から涌谷町が非常事態宣言を出しているからこの補助金は要らないというふうな申し出がございましたという課長の説明でありましたが、区長配付が月に1日号と15日号があって、2回の配付があったわけですが、それが今度から1回になったわけです。そうすると、自然的にそういう費用の部分もそういったお話が区長会から出てくるのではないかなというふうに思っておりましたが、その辺についてはいかがだったのでしょうか。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 報酬の話ですよね。それは特に申し出はございませんでした。町として配付回数が減ったこととかをもちまして報酬の改定のお話をしなければならぬのかとは思いますが、区長さんは文書配付が仕事ではない、それも仕事ではありますが、配付が減ったことによって報酬が減るということをちょっとまだ区長さんたちとはお話ししておりませんので、今回は区長さんから申し出があったこの補助金の返還だけということにはなりました。

○議長（大泉 治君） 11番。

○11番（門田善則君） 恐らくそういったことなんだろうなというふうには理解しておりましたけれども、前置きに区長さんのほうから非常事態宣言を出したからという言葉を言わなければいいんですけども、その言葉があって、2回配付が1回になったというのであれば、やっぱりその辺も考えていただけないかなと考える

のが筋だと思うんですよ。ですから、そういった面で、チャンスではないんですよ、いい機会だと捉えて、お話しできるチャンスではないかなというふうな感じを持ちますが、課長としてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 議員さんのおっしゃるとおりですので、区長さんたちとお話してみたいと思いますので、もう少しお待ちください。（「了解しました」の声あり）

○議長（大泉 治君） 課長、補助金が個人に出ているものなのか、会に出ているものなのか、そのところを先ほど質問がありました。

○町民生活課長（今野優子君） この補助金は1人5,000円ということですが、会のほうに出ておまして、区長さんたちの研修の際の補助金になっておりました。そちらを今回返還したいということでしたので、このようにさせていただきました。

○議長（大泉 治君） 11番。

○11番（門田善則君） 区長さん方は研修をやめたわけではないんですね。（「はい」の声あり）やめてはいないんですね。そうすると、継続ではあるんだけども5,000円の負担金、町からいただいている分は要らないよという話ですね。はい、了解しました。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 18ページから19ページまでの第2項徴税費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 20ページから21ページまで、3項戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 20ページから23ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 22ページから25ページまで、2項児童福祉費。11番。

○11番（門田善則君） 委託料で保育士派遣委託料228万2,000円、これは説明を受けたんですが、今募集しても保育士の先生方が集まらないということで、派遣会社を使うということなんですけれども、この金額、委託料というのはどういう形によってこの金額が派遣会社で決められるのか、その内容をお聞きしたいんですが。

○議長（大泉 治君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） いろんな形があるとは思いますが、今回計上いたしましたのは時間当たり単価掛ける時間掛ける何日掛ける何人ということで、先ほどその説明をいたしませんので、単価は2,716円掛ける7時間掛ける20日掛ける3カ月掛ける2人という積算でございます。

○議長（大泉 治君） 11番。

○11番（門田善則君） 恐らく派遣会社でも利益を上げる部分もあるんだろうなと思いますけれども、実質1時間当たり2,716円ということは、えらい高額ですよ。正直ほかの、仮に立ちっ放しでレジを打っていても1時間1,000円ぐらいにしかならないですけども、特別職だからそういった形になるのかもしれないけれども、なぜ今保育士が集まらないのか、そういう分析はどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） まず、この単価の中に社会保障費も入っていることをお伝えしておきます。

それで、保育士が集まらない理由といたしまして、さくらんぼこども園は3月末で突然やめた正職員がおりましたので、正職員の数がその分1人減になったことと、その前に非常勤の職員、常勤の職員4名の退職がございました。この方々に事情をお聞きしたところ、こういったことが話されました。他町村の小規模保育所のほうに移りたいというお話でした。どうしてなのかという理由の一つに、小規模というのは19人までの子供たちを見る場所なんですけれども、小さなところで子供と密に接したいというようなお話がございました。国の施策として、ほかの市町村でもどんどん小規模保育所ができております。そのことで、そちらに移りたいと思われる方も多いというふう聞いております。ただ、保育士不足に関しては県内でもですし、全国レベルで不足が生じており、学校などへ行っても東京のほうに一旦就職される方も多いというふう聞いております。以上です。

○議長（大泉 治君） 11番。

○11番（門田善則君） 保育士の方がそういった自分のやりたいほうに移るということで、資格者ですからどこにでも移れるんでしょうけれども、それだけの原因なのかなというふうな形も考えられなくはないと思うんです。ですから、そういった意味でやっぱりいろいろと個別に面接をしたりして、いろいろ今どういう状況なのかということもケアをしてあげながら、やめられないような工夫というものも今後必要になってくるのではないかなというふうに思いますが、その点のケアについてはいかが考えていますでしょうか。

○議長（大泉 治君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） どの園の園長、主任もですけれども、個別の面接を行いながら、日常的にケアをしているということ、それから私どものほうでも年に1回は面接を行っているということで、事情をお聞きしている状態です。一番保育士を確保できる策というのが、人づてなんです。ですので、ぜひ議員さんたちにもお願いしたいと思います。保育士募集しておりますので、ぜひ紹介いただきたいと思えます。（「了解しました」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 24ページから27ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 26ページから27ページまで、4項医療福祉センター費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 26ページから29ページまで、6款農林水産業費1項農業費。5番。

○5番（大友啓一君） 28ページ、29ページの農地費でございますけれども、多面的支払交付金の返還、国の分で2分の1、県のほうで4分の1という、その分の返還だと思いますけれども、この返還をしたことによって次年度への影響というのはないんですかね。

それから、この事業をやるために事前に計画書をつくって、19団体、組織ですか、おのおの計画を上げて、そして申請すると思うんですけれども、そこのところは使い切れない、やりたかったんだけどもやれなかった

分の償還になるんですかね。ちょっとそこのところをお願いします。

○議長（大泉 治君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） お答えします。

今回、国、県、実質町にも5組織から返還がございました。これにつきましては、交付されたんだけども執行できなかった分についての返還となります。もっと言いますと、26年度から5年間で一旦区切りをつけます。それが30年度になります。今年度にまた再認定ということで、申請をいただいております。26年度から各組織で繰越金とかがいろいろあったんですけども、今5年目で一区切りでの精算に基づく返還という形になっています。ただ、国の指導で、残ったんだけども31年度の4月から6月に使う予定がありますよという金額については残しておいて、それ以外は全部返還ということになります。

それから、残った理由というのは、やはり計画に対して、例えば農地維持ですと仮に100人計画していたんだけども、草刈りの時期になったときに7割とかになって、その分が残金になったんだよということで返還が生じております。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 28ページから29ページまで、2項林業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 28ページから31ページまで、7款商工費1項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 30ページから31ページまで、8款土木費1項土木管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく30ページから31ページまで、2項道路橋りょう費。4番。

○4番（稲葉 定君） 道路新設改良事業費、総務の常任委員会でも概略は聞いたんですけども、道路改良工事の減額3,441万6,000円なんですけれども、国からお金がおりにないということで、3年計画だったと思うんですけども、一応この工事を完工するのは先延ばしになると思うんですけども、どれぐらいに完工目標を持っているのか、それをお伺いします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 工事請負費交付金の道路改良事業費、当初では3,940万円の要望をしたんですけども、国の配分により3,441万6,000円の減額になったわけで、事業費として1億5,000万円ぐらいの計画でございましたので、ことしついている500万円の予算では10年かかっても終わらなくなってしまいますので、ある程度、2年ぐらいのスパンを足して5年ぐらいを見込んで、追加要望の申請はこの内示にあった時点から県を通じてお話ししております。ただ、無条件で国からの防災・減災国土強靱化ということで、県内にある橋梁等の長寿命化のほうに予算が重点配分されたことで、橋梁のほうに1,210万円増額になって配分されたような状況でございますので、その辺を県を含めて協議していきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 国は橋梁とかそういったことに軸足を置くだという説明を受けたんですけども、何せ

大谷地線は地元住民の悲願でございますので、10年と言わずに5年でも何でも、1年でも早く完工できるように、あらゆる要望というか手段を使ってお願いして、ぜひ住民の方々に安心して通れる道を確保していただきたいと、そう思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（佐々木竹彦君） 大谷地線に関しては、20年来の用地交渉が今年度まとまって、地元の方にはすぐにでもやりますからという説明をしていたんですけれども、本当に努力不足で申しわけないんですけれども、なおさら町長も含めて改めていろいろ要望活動をしていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） このことは非常に私も気にしております。といいますのも、あの辺の道路改良は長年の夢でございましたし、私も署名を集めて町に届けたこともございます。そういった中で、今回は道路強靱化ということで、そちらのほうに総枠の予算がスライドしたということで、全体としてはお金はいただいているわけでございますけれども、地権者の方々の同意がこれまで得られなかったという経緯がございますので、やはりそういう意味でも一日でも早くというのが私の気持ちであり、地域住民の皆さんの気持ちであろうと思っておりますので、この件に関しては早速県の土木部長さんだったりそういう方に申し上げておりますが、なかなか県でもそれを決めかねているという状況でございますが、なおさらそれこそ国に対してでもあらゆるつてをたどって、せっかく地権者の方からご同意をいただいたものですから、その気持ちが揺らがないように、そして地域の皆様がかかりしないように、本当に一日でも早くこの話を進めたいという気持ちを訴えながら、予算獲得に頑張りたいと思っておりますので、どうか皆様方におかれましてはあらゆる機会にそのことを県あるいは国に対して届くように、行動を起こしていただきたいと私のほうからお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 32ページから33ページまで、4項住宅費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく32ページから33ページまで、10款教育費1項教育総務費。11番。

○11番（門田善則君） また教育長にお伺いしますが、学力向上対策経費という命題があるものですから、そのことについて質疑をさせていただきます。

今年度も日本国全体で学力の統一試験がございました。その結果はまだ出ていないというふうに課長から申し出は受けていましたが、今後その発表になったときに、前にもお話ししたんですが、発表するのかどうか、その辺について考えをお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育委員会教育長（佐々木一彦君） 皆さんご心配されておりますので、私としては発表すると宣言したいと思います。結果がどうあれ、まず皆さんに知っていただいて、その後、しっかりとした対策をとりたいというふうに思っております。（「了解です」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大泉 治君） 34ページから35ページまで、2項小学校費。2番。
- 2番（佐々木敏雄君） 小学校管理経費についてお伺いしますけれども、臨時事務職員賃金ですが、これは一小と月将館、2校の賃金と聞きましたけれども、1人なのか2人なのかお伺いしたいと思います。
- 議長（大泉 治君） 教育総務課長。
- 教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 人数についてですが、第一小学校については今4時間で来ていただいている方を延長して1日6時間にしていただこうとするものでございます。月将館小学校については、1人増ということで考えてございます。（「了解」の声あり）
- 議長（大泉 治君） ほかに。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大泉 治君） 34ページから37ページまで、3項中学校費。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大泉 治君） 36ページから37ページまで、4項幼稚園費。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大泉 治君） 38ページから41ページまで、5項社会教育費。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大泉 治君） 40ページから41ページまで、6項保健体育費。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。
これより議案第49号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（大泉 治君） 起立全員であります。
よって、議案第49号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大泉 治君） 日程第21、議案第50号 令和元年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（遠藤 稔君） 議案第50号の提案の理由を申し上げます。
本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ84万2,000円を増額し、総額を20億2,177万4,000円にいたそうとす

るものでございます。

主な内容でございますが、4月1日の人事異動に伴う職員人件費について措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 令和元年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 令和元年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第22、議案第51号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第51号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ517万8,000円を減額し、総額を18億3,260万円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、一般介護予防事業及び人事異動による職員人件費の増減について措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 令和元年度浦谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 令和元年度浦谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第23、議案第52号 令和元年度浦谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、企業債にて施工を予定しております建設改良工事に係る経費について、収益的支出から資本的収入及び支出に組み替えを行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） それでは、議案第52号 令和元年度浦谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出から444万3,000円を減額補正するものでございます。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入に440万円を、資本的支出に444万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第4条におきましては、予算第5条に定めた企業債の限度額に440万円増額し、表としては2段書きしておりましたが、限度額を合わせて1,970万円に改める補正でございます。

予算書の4ページ、5ページをお開きください。

今回の補正につきましては、当初予算では収益的支出の修繕費に計上しておりました給水管更新と深井戸改修の工事を資本的支出に組み替えを行い、財源として企業債を充てるものでございます。

まず、収益的支出では2款1項3目11節修繕費から444万3,000円を減額し、資本的支出の4款1項5目1節その他建設改良費を444万3,000円増額いたします。

内容といたしましては、当初計上しておりますものと変更はございませんが、給水管更新工事が217万6,000円、深井戸改修工事が226万7,000円でございます。いずれも老朽化等に伴う更新で、給水管は耐震の管に更新し、深井戸設備ではモーターポンプを更新するものでございます。

資本的収入につきましては、工事の財源として3款3項1目企業債で440万円の増額補正をお願いするものでございます。

今回の組み替えにつきましては、該当の工事について財源の取り扱いを宮城県に確認したところ、起債、企業債対象として認められ、5月の起債ヒアリングでも採択の見込みということになったことから、補正するものでございます。当該企業債につきましては、償還元金の2分の1が交付税措置されるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 令和元年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 令和元年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第24、議案第53号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第53号の提案理由を申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年5月15日に施行され、執行経費の基準額が見直されたことに伴い、本条例に規定する選挙長等の報酬について法律に準拠し改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第25、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第54号の提案の理由を申し上げます。

本案は、株式会社藤山工務店と契約額1億4,784万円で令和元年6月11日に仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） では、お渡しさせていただきました追加議案書の2ページをごらんいただければと思います。

議案第54号 工事請負契約の締結について。

- 1 契約の目的。平成31年度涌谷第一小学校区学童クラブ新築工事。
- 2 契約金額。1億4,784万円。
- 3 契約の相手方。宮城県大崎市田尻沼部字新富岡57番地の1、株式会社藤山工務店、代表取締役藤山修一。

本件の契約の経過についてご説明いたします。

本件につきましては、平成31年4月23日の指名委員会において、一般競争入札での執行を決定し、5月9日、条件つき一般競争入札により行う旨の公告を行っております。

条件につきましては、宮城県内に本社、本店または支社、支店を有し、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の建築工事の総合評価点が800点以上であることで、対象は150社で、うち町内は2社でございました。

図面等の閲覧につきましては、企画財政課執務室及びホームページ上で公表いたしております。

5月20日までに質問を受け付けし、3社から19問の質問を受けております。

5月24日に入札書の締め切りをし、5月27日に開札をいたしました。応札は7社でございました。5月28日、入札参加資格の確認ができましたので、5月29日同日に落札決定をいたしまして、6月11日に仮契約を締結した

ものでございます。

なお、工期につきましては、議会の議決を受けた日の翌日から令和2年2月28日までとなるものでございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。11番。

○11番（門田善則君） 企画課長ね、さっきも同じ質疑をして、また同じ質疑したくないのよ。だから、1回そう言われたらそういう説明を次からは心がけるようにしてもらおうとありがたいと思うんですが、私がさっき質疑したことを全部答えてもらえればいいんです。内容わからないですか。

○議長（大泉 治君） わかりますけれども、もうちょっとね、対等の立場でお話をするようにお願いします。
では、企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 申しわけございませんでした。

では、まず1点、落札率でございますが、89.3%となっております。

調査基準価格といたしまして、1億3,070万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。

よって、議案第54号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第26、議案第55号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,492万3,000円を増額し、総額を70億6,369万1,000円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、国の担い手確保・経営強化支援事業の内示を受けたことに伴い、歳入歳出それぞれ措置いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（瀬川 晃君） それでは、議案第55号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）の予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

6款2項4目1節農業費補助金細節28担い手確保・経営強化支援事業補助金2,492万3,000円ですが、町長の提案理由にもありましたが、国の担い手確保・経営強化支援事業の内示を受け、計上をお願いするものでございます。

事業の内容でございますが、笹岳地区の農業法人、有限会社でトラクター、色彩選別機など8種類の機械導入で、総事業費2,030万6,000円、補助金額で939万9,000円でございます。また、西地区の同じく農業法人、株式会社でトラクター、コンバインなど8種類の機械導入で、総事業費3,353万8,000円、補助金額1,552万4,000円でございます。

なお、補助金額につきましては、消費税を除いた金額の2分の1以内となるものでございます。

歳出になります。

8ページ、9ページをお開き願います。

6款1項17目細節1補助交付金として歳入で説明いたしました内容により、同額を計上するものでございます。説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 令和元年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は20分といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。



◎公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会最終報告、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第27、公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会最終報告を議題といたします。

委員長報告を求めますが、委員長報告を事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） それでは朗読いたしますが、内容を一部省略し、要点説明とさせていただきます。

涌委第158号

平成31年4月17日

涌谷町議会議長 大泉 治 殿

公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会

委員長 鈴木 英 雅

委員会報告書

本特別委員会に付託された調査事件について、下記のとおり会議規則第72条の規定により報告をいたします。

記

- 1 調査事案 公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査について
- 2 特別委員会設置経過及び概要

(1) 設置経過

平成30年涌谷町議会定例会9月会議の決算審査特別委員会（平成30年9月10日）における議員の質疑の中で、平成29年度中に二度の公金紛失があったことが明らかになり、結果、上程されていた認定第1号平成29年度一般会計歳入歳出決算書の内容にも疑義が生じたことから、本会議を休会し、執行部からの説明を求め、決算書作成内容に問題はないとの回答を得て、決算の認定に至ったところであった。

しかしながら、その後、決算の作成内容が誤りであったことが判明し、平成30年涌谷町議会定例会10月会議（平成30年10月22日）において、涌谷町議会は「涌谷町長に決算認定議案の誤りを踏まえ、猛省を求めるとともに、修正した決算の再認定を行い、決算に係る既決補正予算の減額を求める意見書」を提出した。

意見書を受けた町長は、平成30年涌谷町議会定例会11月会議（平成30年11月15日）に認定第2号平成29年度一般会計歳入歳出決算書を上程し、再認定された。

しかし、町民の負託を受け、執行機関を監視する議会として、二度の公金紛失事件の全容、また町当局の対応のおくれについて調査・究明し、再発防止策の早急な検討、構築が必要と「涌谷町公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会」を設置することを議決し、小委員会を設置し、調査を行うこと

としたものである。

特別委員会においては5回、小委員会においては9回開催し、公金紛失の経過と概要、留保金の実態と留保金での補填経過、再発防止策について調査した。

なお、調査期間中、10月2日に受理された涌谷町職員に関する措置請求（平成29年度公金亡失並びに平成30年度一般会計補正予算（第3号）の事務処理が不当であるとする住民監査請求）が提出され、11月27日付涌監第51号で監査委員からその結果が涌谷町長、涌谷町議会議長宛てに報告されたところである。

また、平成30年12月28日付涌総第1299号で涌谷町長から監査委員に対し地方自治法第243条の2第3項に基づく職員の賠償請求に関する監査の請求についての依頼がなされ、平成31年2月22日付涌監第64号において職員の賠償請求に関する監査の結果の報告を受け、3月12日に職員の賠償請求がなされ、既に支払い済みとなったところである。

（2）設置概要

ア 名称 涌谷町公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会

イ 構成 議長を除く前議員で構成する。小委員会を設置する。

（ア）特別委員会 表記のとおりです。

（イ）小委員会 表記のとおりです。

ウ 調査内容 事件の全容と再発防止策

エ 調査期間 平成30年10月22日～平成31年4月17日

3 調査経過及び調査内容

（1）調査経過報告

提出された資料、監査報告及び行政報告資料並びに説明員の質疑をもって調査を進めた。

次の3ページから4ページ、特別委員会開催経過については、記載のとおりですので、後ほどごらんください。

4ページをお開きください。

続きまして、4ページから6ページ、（2）調査内容でございますが、こちらは調査を行った内容ですので、後ほどごらんください。

6ページをお開きください。

6ページから7ページ、4、事件経過について（時系列）につきましても、記載のとおりですので、後ほどごらんいただきたいと思います。

7ページをお開きください。

5 まとめ

公金紛失及び不適切な事務処理に関して、事件の全容、町当局の対応について詳細に調査した。

町は事件の重大さを認識し、問題点を明らかにするとともに、改善策と再発防止策を早急に策定・実施することとした。町長を委員長とする「涌谷町公金亡失に関する再発防止策検討委員会」を設置し、「公金紛失に関する再発防止策について」（資料1）を検討、これに基づき「涌谷町公金取扱基本マニュアル」（資料2）が策定され、実施していく旨が示された。

調査の結果、職員の公金管理に対する重要性の認識や責任感、いわゆるコンプライアンス意識に欠如が見られ

た。

平成29年7月に起きた事件の初期対応の不適切な処理が全ての事件の原因と見られるが、職員の判断を誤らせた最大の要因は、長年に及ぶ課題または過少収納金が留保されていたことに起因するものと推測できる。このことが第2の事件、平成29年度決算書への誤った計上の仕方にまでつながり、副町長の辞任、町長報酬の50%減額という事態に至った。そして、町民の信頼を大きく損なう結果となったことは、非常に残念なことである。責任の所在ととり方については、事例等を参考に過大過小にならないように考慮すべきである。

収納金の過大過少はヒューマンエラーによるもので、これをなくすことが問題発生の防止になり、特に留意するべきである。

また、会計課に限らず、多くの課で公金及び準公金の取り扱いがなされていることから、他課においても公金取り扱いマニュアルに沿って取り扱われることを望むものである。マニュアルで担当職員の賠償責任をうたっているが、同時に手当などの対応も必要と思慮される。

また、事務処理の進め方についても、再度目的や処理の仕方の確認を行い、正確な諸帳票や議会資料などの作成に従事されたい。

なお、常態化や形骸化の要因も多々見られることから、P (plan) D (do) C (check) A (action) サイクルの実践を行うことも必要と思われる。

事件の真相ははまだ特定されておらず、職員間で不信感を抱いたままの業務執行は少なからず住民にも影響を及ぼし、町にとって大きな損失になり得る。早期の事件解決を望むものであるが、二度と起こしてはならない事件でもあり、何よりも大切なのは確固たる倫理観のもとにいち早く職員間の信頼関係を取り戻し、業務に専念することが住民の信頼につながるものと信じる。

以上、報告とする。

以上です。

○議長（大泉 治君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会最終報告を採決いたします。特別委員会委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。

よって、公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会最終報告については委員長報告のとおりと決しました。

◇

◎請願・陳情審査報告、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第28、請願・陳情審査報告。

かねて総務産業建設常任委員会に付託しておりました、上郡地区への鶏舎建設中止を求める陳情書についての委員長報告を議題といたします。

ここで、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員会、門田委員長、報告をお願いします。

○総務産業建設常任委員長（門田善則君）

涌委第170号

令和元年6月14日

涌谷町議会議長 大泉 治 殿

総務産業常任委員会 委員長 門田 善則

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので会議規則第87条第1項の規定により報告いたします。

記

- 1 受理番号 平成30年陳情第13号
- 2 付託年月日 平成30年12月7日
- 3 件名 上郡地区への鶏舎建設中止を求める陳情書
- 4 審査の結果 不採択とすべきもの
- 5 陳情の趣旨については、皆さん後でござらんになっていてください。

最後に7、委員会意見を読みます。

上郡地域住民の皆さんが長年にわたり悪臭や羽毛の公害とも言えるものに悩まされ続けてきたことは、想像を超えるものと察する。

この用地は、既に宮城県の建設許認可がなされており、その状況の中で、（株）ウェルファームフーズは既存施設の公害対策と環境改善に努めており、また、建設予定地での新施設（案）については、極力環境に配慮された施設とされている。

しかしながら、住民の心配は推察できることから、会社側では「住民の方々の理解が得られるまでは、建設計画を進めることはない」と断言している。

これらのことから、建設の中止を求める陳情の願意は一定程度満たされており、改めて採択する必要はないものとみなし、不採択とするものである。

以上であります。

○議長（大泉 治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

平成30年陳情第13号 上郡地区への鶏舎建設中止を求める陳情書については、委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。

よって、平成30年陳情第13号は委員長報告のとおり不採択と決しました。

◇

◎請願・陳情

○議長（大泉 治君） 日程29、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

陳情第4号、陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書、陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情については、配付といたしましたのでご了承願います。

◇

◎議員の派遣について

○議長（大泉 治君） 日程第30、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 朗読いたします。

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

なお、変更については議長に一任する。

令和元年6月20日

涌谷町議会議長 大泉 治

記

1、件名、町村議会議員講座。目的、町村議会議員の資質向上のための研修会。派遣場所、仙台市・宮城県自

治会館。期日、令和元年6月25日火曜日。派遣議員、全議員。

2、件名、町村議会議員講座。目的、町村議会議員の資質向上のための研修会。派遣場所、七ヶ浜町・七ヶ浜国際村ホール。期日、令和元年7月8日月曜日。派遣議員、全議員。

3、件名、町村議会議員講座。目的、町村議会議員の資質向上のための研修会。派遣場所、仙台市・宮城県自治会館。期日、令和元年8月1日木曜日。派遣議員、全議員。

以上です。

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第120条の規定により、ただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については派遣することに決しました。



◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会6月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、あす6月21日から12月27日までの190日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、あす6月21日から12月27日までの190日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時42分